

KINOKUNI REPORT

2022

きのくにリポート [ディスクロージャー誌]



ごあいさつ



理事長
田 谷 節 朗

皆様には、平素よりきのくに信用金庫をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。ここに第58期の事業概況についてご報告申し上げます。

令和3年度のわが国経済は、ワクチン接種の進展や海外経済の回復を背景とした堅調な外需が下支えしたことを持ち直しが続きましたが、年度後半からの変異株の流行による制限の長期化を受けて、個人消費の回復がさらに遅れる等、業種間での業績の差が鮮明となりました。また、2月にはロシアのウクライナ侵攻により欧州経済が大きな打撃を受け、そこから世界経済は先行き不透明な状況に陥っています。

地域経済につきましても感染防止に伴う人流抑制の影響を大きく受け、飲食業や観光業等は厳しい状況が続きました。また、ウッドショックや半導体不足、原油価格の高騰が消費者物価を上昇させていることも経済活動の停滞の要因となっております。加えて、石油元売り大手が和歌山製油所を2023年10月に閉鎖する方針を突然発表したことで、拠点がある有田地域のみならず和歌山県内全体に動搖が広がりました。従来の少子高齢化や人口減少といった構造的な問題に加え、こうした影響を受ける地域経済におきましては、景気回復とニューノーマル時代への対応が喫緊の課題となっております。

このような情勢のなか、当期は、中期経営計画「きのくに Next Stage 2019」の最終年度として、「つながる、つなぐ、わかちあう」をコンセプトとした活動の総仕上げを行うとともに、10月からは新しいブランド・スローガンとして「夢をかなえるお手伝い」を掲げ、地域やお客さまの課題解決の活動に注力してまいりました。具体的には、事業所や個人のお客さまの拠り所として安心して相談できる金融機関を目指してまいりました。また、対面・非対面営業の使い分けや窓口営業時間の変更といったコロナ禍における新たな営業スタイルでの活動を行ってまいりました。営業活動の変化に伴い効率化を図ることで、今まで以上にお客さま一人ひとりの課題に向き合うことができております。

以上の事業方針に則り経営の取組みを重ねてまいりました結果、預金は期末残高1兆1,757億円、貸出金は期末残高4,159億円となりました。収益面につきましては、本来業務の収益を示す業務純益は前期比5億55百万円増益の20億54百万円となり、当期純利益でも12億9百万円を計上することができました。なお、健全性の指標の一つである自己資本比率は16.11%と高い水準を維持しており、一層の経営基盤の強化を図ることができました。

当金庫は発足以来、経営理念である「お客さま志向」「地域密着」「堅実経営」を忠実に守り、地域社会への金融支援を続けてまいりました。令和4年度より新たにスタートさせる中期経営計画「きのくにValue Up 2022」では、地域金融機関として培ってきた経験と知見を最大限に活用し、お客さまの抱える課題に向き合いたいと考えております。そのためにもお客さまのニーズを的確に捉え、支援するためのコンサルティング機能の強化を一層図るとともに、お客さまと伴走していく体制づくりに努めてまいります。

これからも皆様のご期待にお応えできますよう役職員一同努力を重ねてまいりますので、尚一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和4年7月

当金庫の概要

(令和4年3月31日現在)

本店所在地	〒640-8655 和歌山市本町二丁目38番地 電話 073-432-5000(代表)
創立	明治44年8月23日創立 平成5年11月1日きのくに信用金庫発足
主な事業内容	<p>【業務の種類】</p> <p>①預金業務 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っております。</p> <p>②貸出業務 ◎貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。 ◎手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取扱っております。</p> <p>③有価証券投資業務 預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。</p> <p>④内国為替業務 送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っております。</p> <p>⑤外国為替業務 輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。</p> <p>⑥債券の募集または管理の受託業務 地方債または社債、その他の債券の募集または管理の受託業務を行っております。</p> <p>⑦附帯業務 ◎代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付業務 ④信託契約代理業務 ◎保護預かりおよび貸金庫業務 ◎有価証券の貸付 ◎債務の保証 ◎公共債の引受 ◎国債等公共債および投資信託の窓口販売 ◎保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集) ◎スポーツ振興くじの販売・払戻業務 ◎確定拠出年金運営管理業務 ◎電子債権記録業に係る業務</p> <p>会員数 52,512人</p> <p>出資金 2,550百万円</p> <p>純資産 61,458百万円</p> <p>預金 1兆1,757億円</p> <p>貸出金 4,159億円</p> <p>店舗数 43店舗</p> <p>役職員数 719人</p>

Contents

ごあいさつ	
事業の概況	02
地域との連携	04
経営と取組み	08
業務運営	12
業務のご案内	16
資料編	
貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項	41
手数料一覧	48
法令による開示項目一覧	49

経営理念

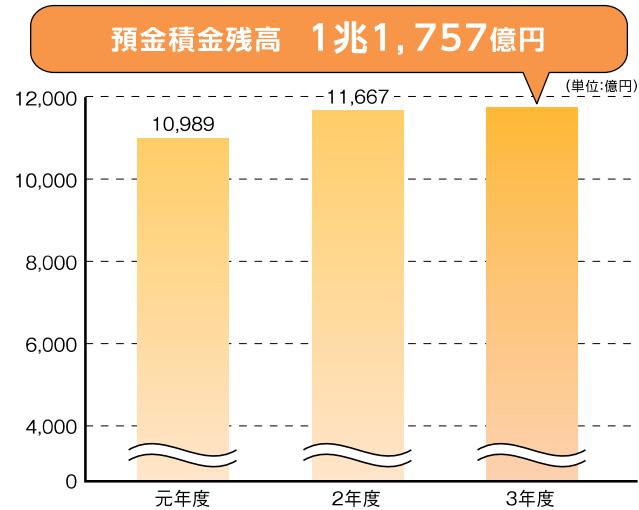
- きのくに信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、人々の豊かな暮らしと事業の夢の実現に貢献します。
- きのくに信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化的興隆につとめます。
- きのくに信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取組みにつとめ、会員、お客さま、職員の幸福を追求します。

事業の概況

預金積金の状況 (預金積金残高の推移)

預金積金の期末残高は、1兆1,757億円となり前年度から90億円増加しました。（増加率0.77%）

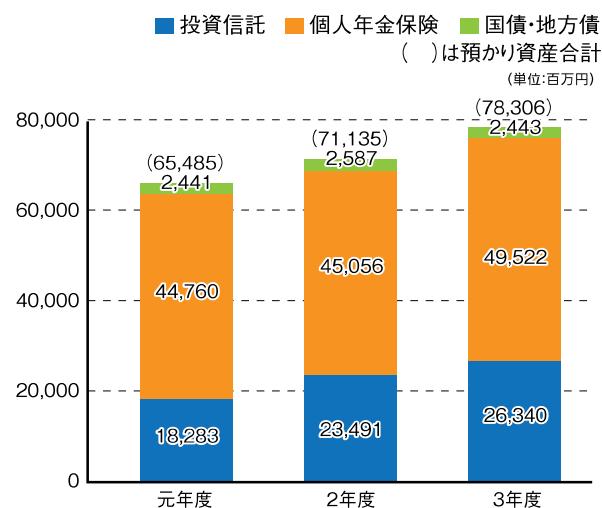
内訳は、要払性預金が373億円の増加、定期性預金が283億円の減少となりました。



預かり資産の状況

国債・地方債、投資信託、個人年金保険等を合算した預かり資産残高は783億円となりました。

金融商品の品揃え充実やマネーアドバイザー（金融商品専門担当者）の育成・配置により、今後もお客様のニーズに合致した各種金融商品の販売充実に努めてまいります。



貸出金の状況 (貸出金残高の推移)

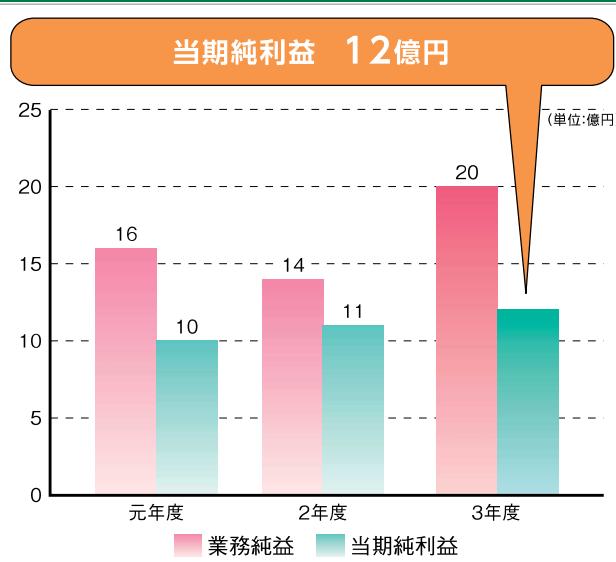
貸出金の期末残高は、4,159億円となり前年度から31億円減少しました。（減少率0.75%）

内訳は、個人向け貸出が28億円の増加、事業性貸出が59億円の減少となりました。



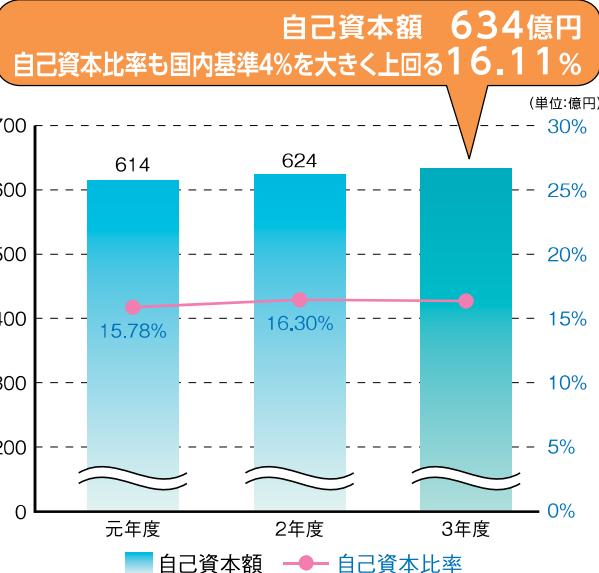
収益の状況 (業務純益と当期純利益の推移)

金融機関の営業利益に相当する利益をあらわす業務純益は前期比5億55百万円増加の20億54百万円となり、最終の税引後利益をあらわす当期純利益は1億6百万円増益の12億9百万円となりました。



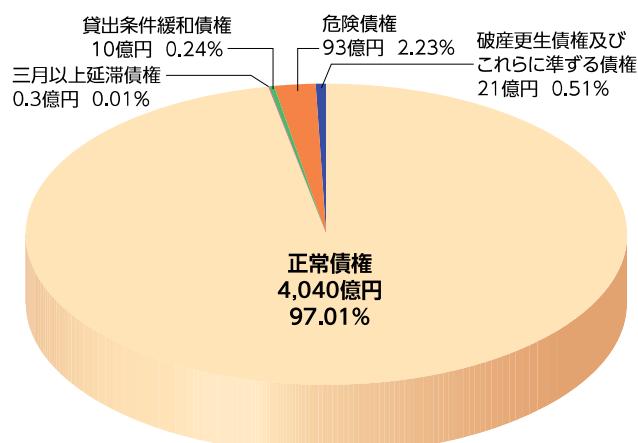
自己資本比率の状況 (自己資本比率等の推移)

単体自己資本比率は、16.11%（前期比0.19ポイント低下）となり、国内基準4%を大きく上回り当金庫の経営が健全かつ安全であることを示しています。安定した利益確保の継続により、リスクへの備えとしての自己資本額は634億円にのぼります。



信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権残高・構成比

不良債権比率は2.99%となりました。今期も償却とともに適正な引当を実施しており、厚い内部留保とあわせて当金庫の不良債権に対する備えは万全です。



地域との連携

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

当金庫では、中小企業者のお客さまの創業から事業承継まで企業のライフサイクルに応じた総合的なサポートを行っております。

■主な取組み

創業期

創業者支援セミナー・相談会の開催

創業を予定している方や、創業間もないお客さまを対象に、創業計画立案作成、資金計画等をサポートします。

和歌山県では、創業や第2創業を目指す新たな担い手を発掘・育成するためにビジネスプランを公募し、金融機関やベンチャーキャピタル、起業家支援機関などと連携しマッチング機会を提供する「スタートアップ創出事業マッチングイベント」を主催しており、当金庫はビジネスプランの審査や助言・金融支援の面で協賛しています。



成長期

販路開拓支援

「新しい販売先を増やしたい」というお客さまを対象に、全国の信用金庫とのネットワークを活かしたビジネスマッチングサイト「よい仕事おこしネットワーク」や「しんきんコネクト」を中心とした販路開拓の支援を行っておりまます。また、2021年11月から(株)ココペリが運営する経営支援プラットフォーム「きのくに Big Advance」の取り扱いを開始し、サポートプログラムの充実を図っております。



よい仕事おこしフェア実行委員会が和歌山県と長崎県の企業をマッチング

わが町応援 PROJECT

新型コロナウイルスの影響を受けている地元の皆さまの「力になりたい！」との思いから、当金庫若手職員が選ぶ地元企業をご紹介させていただく企画をスタート。

当金庫HPや店頭のデジタルサイネージに掲載し、地元企業のPRと販路拡大に取り組んでいます。

【2021年の活動概要】

2021年度は、酒類製造業や飲食業、宿泊業など7社を紹介。加えて、テレビ和歌山とのコラボ企画では、みなべ町で有機梅干を製造する事業者と有田市で太刀魚料理をメインにした飲食店の2社が番組に出演。



担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

当金庫では、事業者のお客さまに対して事業内容等を精査したうえで必要な資金をご融資しております。その際、融資金の使途や返済原資等を総合的に勘案し担保・保証をご提供いただく場合がございますが、必ずしも融資額相当の担保・保証をご提供いただくものではありません。事業性評価の取組みを積極的に進め、お客さまとの対話を十分に図りながら「担保・保証に過度に依存しない融資」への取組みに努めてまいります。

担保に必要以上に依存することなく事業者に対し円滑に資金を供給するよう、決算書に表れない技術力や販売力、経営者の資質等の経営実態をきめ細かく目利き検証し、「事業性評価に基づく融資」に積極的に取り組んでいます。

無担保融資の取組実績

(単位：件・百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
合計	149	3,803	710	10,733

成熟期

承継期

経営者相談会

中小企業診断士を招き、無料の相談会を実施しております。経営改善や財務の相談、補助金や助成金の相談など相談内容は多岐に亘ります。



若手経営者育成

若手経営者・後継者のマネジメント勉強会の開催とそれを通じての異業種交流会によるネットワーク構築をサポートさせていただきます。



事業承継支援

後継者さまへスムーズに事業を承継するための事業承継計画の策定をサポートさせていただきます。また、事業承継の税務・財務に精通した専門家（税理士・弁護士等）をご紹介します。

人材紹介

『和歌山県よろず支援拠点』や『和歌山県プロフェッショナル人材拠点』、『和歌山県事業引継ぎセンター』などの公的機関や、税理士会や弁護士事務所等と連携し、さまざまな課題解決に対応できる体制を整えています。

経営改善支援の取組み

営業店経営サポート担当者と本部専担者が一体となってお客様の経営改善計画の策定や資金繰りアドバイス等経営改善指導に取り組んでおります。

令和3年度 経営改善支援取組先数と債務者区分ランクアップ実績

	期初 債務者数	うち 経営改善 支援取組み 先数	α のうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数	α のうち期末 に債務者区分 が変化しなか った先数	α のうち再生 計画を策定し ている全ての 先数	経営改善 支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
			A	α	β	γ	δ	α/A
正常先	10,366	0				0	0	0.00%
要注意先以下	1,404	22		2		17	21	1.57%
合計	11,770	22		2		17	21	0.19%

注)・期初債務者数及び債務者区分の基準日は令和3年4月当初時点です。

- ・債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン住宅ローンのみの先を含めていません。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めていません。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先は本表に含めていません。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和3年度
新規に無担保で融資した件数	1,067件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(件数ベース)	27.33%
保証契約を解除した件数	32件

事業再構築補助金の申請支援の取組み

令和3年度に新設された事業再構築補助金について、営業店と本部が一体となって事業計画のアドバイスを行い、申請支援を行っております。

事業再構築補助金の申請支援状況

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	合計
申請支援件数	11	13	13	3	15	55
採択件数	6	10	9	3	6	34
採択率	54.5%	76.9%	69.2%	100.0%	40.0%	61.8%

地域との連携

地域への貢献

当金庫は、和歌山県および大阪府南部を事業区域として、地元の企業や住民の皆さまが会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを理念として運営する相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は地元で資金を必要とするお客さまにご融資を行い、皆さまの豊かな暮らしと事業の夢の実現を応援します。



～地域の価値と未来を共に創る～

当金庫では、2022年4月より新たに中期経営計画をスタートさせました。「地域やお客さまの課題にしっかりと向き合い、共に乗り越えていくことで地域やお客さまの価値を高め、当金庫の存在意義を高める」を基本ビジョンとし、地域社会の成長に貢献できるよう、職員一丸となってまい進してまいります。



経営理念

- きのくに信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、人々の豊かな暮らしと事業の夢の実現に貢献します。
- きのくに信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
- きのくに信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取組みにつとめ、会員、お客さま、職員の幸福を追求します。

中期経営計画（2022年4月～2025年3月）基本ビジョン

地域やお客さまの課題にしっかりと向き合い、
共に乗り越えていくことで
地域やお客さまの価値を高め、当金庫の存在意義を高める

トピックス

2021年4月

- ・きのくにサクセスクラブ「新人・若手社員向け研修会」を開催

2021年5月

- ・事業再構築補助金の個別相談会をオンラインで3日間開催
- ・旧御坊営業部を新型コロナワクチンの集団接種会場として御坊市に提供



新入・若手社員向け研修会

2021年6月

- ・ウッドショックへの対応として住宅と木材の事業者のマッチングを目的とした包括連携協定を枚方信用金庫と締結
- ・SDGs宣言に基づき超小型電気自動車「コムス」を17台導入
- ・投資信託をご購入いただいたお客さまを対象に「紀州和華牛」などをプレゼントする「きのくに“地域応援”キャンペーン2021」を実施
- ・「第57期通常総代会」を開催
- ・テレビ和歌山の番組「街ネタ和歌山」で当金庫がスポンサーとなり「きのくにわが町応援プロジェクト」をPR
- ・「第27回きのくに信用金庫杯少年サッカーフィニッシュ大会」を開催

2021年7月

- ・「第29回きのくに信用金庫杯争奪野球大会（和歌山市軟式野球連盟学童部選手権大会）」を開催
- ・「事業再構築補助金の活用セミナー」をオンラインで開催
- ・和歌山県が当金庫を「わかやま健康推進事業所」として認定
- ・個人向けローンをご契約いただいたお客さまを対象に「プレミア和歌山」商品をプレゼントする「きのくに“地域応援”キャンペーン2021」第2弾を実施



超小型電気自動車「コムス」を導入

2021年8月

- ・和歌山市「子どもの見守り事業」に賛同し子どもの位置情報を提供するための小型端末設置事業に協力

2021年9月

- ・「和歌山県働き方改革推進センター」から講師を招いて「助成金活用セミナー」をオンラインで開催

2021年10月

- ・新ブランドスローガン「夢をかなえるお手伝い」を制定

2021年11月

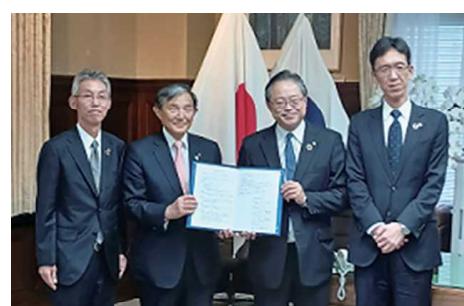
- ・経営支援プラットフォーム「きのくにBig Advance」の取扱開始
- ・和歌山ビッグホエールで開催された「わかやま食と芸能の祭典」に協賛企業として出展
- ・投資信託をご契約いただいたお客さまを対象に地域産品をプレゼントする「きのくに“地域応援”キャンペーン2021」第3弾を実施
- ・貴志川支店リニューアルオープン
- ・当金庫が実行委員を務める『よい仕事おこしフェア実行委員会』が和歌山県と包括連携協定を締結



地域産品をプレゼントする
「きのくに“地域応援”キャンペーン2021」を実施

2022年1月

- ・令和5年4月の運用開始に向け本店別館建て替え工事着工
- ・和歌山市民図書館内蔦屋書店で当金庫取引先が商品出展するポップアップストアを開催



よい仕事おこしフェア実行委員会と
和歌山県の包括連携協定

2022年3月

- ・「創業支援セミナー in わかやま」実行委員会が主催する「第7回ビジネスプランコンテスト」に当金庫が協賛
- ・大手小売店等のバイヤーを招聘した「きのくに信金販路応援商談会」を開催



和歌山市民図書館内蔦屋書店で
ポップアップストアを開催

経営と取組み

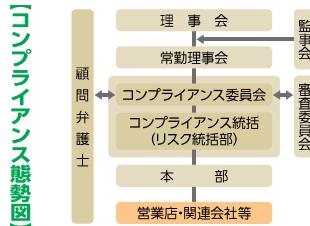
コンプライアンス・お客さま保護・リスク管理

コンプライアンス態勢

法令等遵守態勢の整備・確立が金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つであると認識しています。そのため、法令等遵守（コンプライアンス）方針を定め、組織体制の整備を行っています。

コンプライアンスはリスク統括部が統括し、各業務部門と営業店にコンプライアンス担当者1名を任命し、一定規模以上のリスクのある営業部門にはコンプライアンス・オフィサーを配置しています。

また、コンプライアンスに関する事項について一元的に管理・検証・協議等を行い、コンプライアンスの積極的推進とその態勢確立を図るためにコンプライアンス委員会を設置しています。



内部統制基本方針

法令等に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定めています。方針では、コンプライアンス体制、リスク管理体制、理事会での業務執行等について以下のように定めています。

内部統制基本方針

- I. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - II. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - IV. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - V. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - VI. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
 - VII. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - VIII. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - IX. 当金庫の監事への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - X. 当金庫及び子法人等における業務の適性を確保するための体制

顧客保護等管理方針

お客様の保護及び利便性の向上を図り、業務の健全性及び適切性を確保するため「顧客保護等管理方針」を制定しています。

顧客保護等管理方針（基本方針）

1. お客さまに対して説明を要する与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介及び募集等の取引について、適切かつ十分な情報提供と商品説明を行う。
 2. お客さまからの問合せ、相談及び苦情については、公正かつ誠実に対処し、お客さまの理解と信頼が得られるよう真摯に取組む。
 3. 個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法令等を遵守し、お客さまの情報を漏洩・紛失・破壊・不正アクセス防止の観点から適切に管理する。
 4. 金庫の業務を外部委託する場合において、業務遂行の的確性を確保し、お客さまの情報やお客さまへの対応が適切に実施される態勢を確保する。
 5. お客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われる態勢を確保する。
 6. その他当金庫の業務に関しお客さまの保護や利便の向上のため必要であると理事会等において判断した業務の管理が適切に行われる態勢を確保する。

個人情報保護

■個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の公表

個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます）の適切な保護と利用を図るために「個人情報保護宣言」をホームページに掲載するとともに、店頭サイネージにて公表しています。

■個人情報等に関するご質問・苦情・異議の申し立てについて

個人情報等の取扱いに係るお客様からのご質問等に適切な取組みを行っています。

【個人情報等に関する相談窓口】
きのくに信用金庫 営業統括部 お客様相談課
(きのくに相談所)
※電話・FAX番号等は10ページに掲載

反社会的勢力の排除

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融犯罪防止への取組み

当金庫では、キャッシュカードの不正利用、振り込め詐欺、フィッシング詐欺などの金融犯罪に対して、お客さまに安全にお取引いただるためにさまざまな対策を積極的に実施しています。また、インターネットバンキング（個人・法人）について、ワンタイムパスワードの導入など安全性向上に積極的に取り組んでいます。

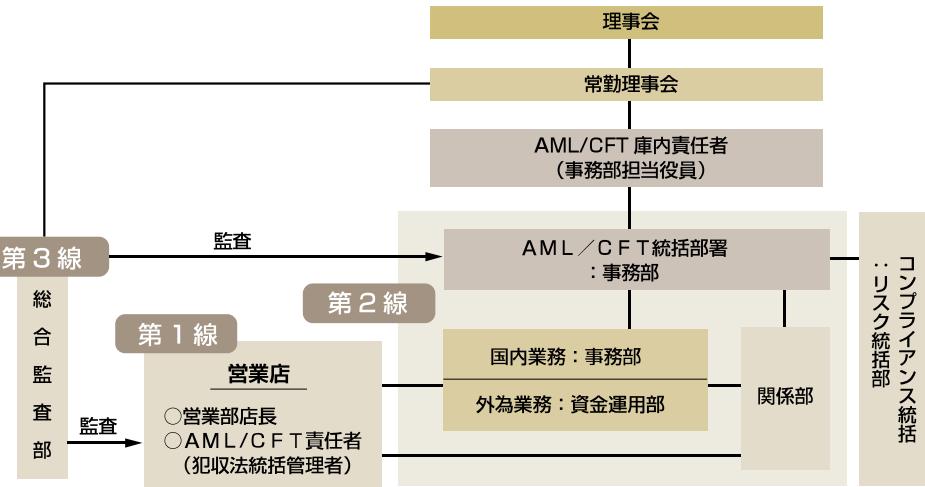
コンプライアンス・お客さま保護・リスク管理

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の管理態勢

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という）の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、マネー・ローンダリング等の対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、管理態勢の構築・強化の取組みに努めています。

お客さまへ

上記の取組みに伴い、お取引（送金等）の背景や原資、詳細等をお伺いするほか、お取引に関する契約書等を確認させていただくことがあります。お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



金融商品に係る勧誘方針

金融商品の販売等は、金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）などの関連する法令に基づき行います。

これらは元本割れが生じる可能性がある金融商品を購入しようとする利用者の保護が主な目的であり、金融機関がこれらの法律等が適用される金融商品を勧誘・販売する際には、お客さまの状況に応じた対応が求められます。当金庫は法令等に基づく各種対応を的確に行ってています。

当金庫は、金融サービス提供法に基づき、金融商品の販売等に際しては、適正な勧説を確保するため下記の事項を遵守します。

金融商品に係る勧説方針

- 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 当金庫は、お客さまに関する情報について、当金庫役職員が法令等に従い、その適切な取扱い及び保護をはかり、金融機関としての社会的責務を全ういたします。
- 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧説について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

統合的リスク管理

金融機関を取り巻くリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションナル・リスク（事務リスク、システムリスク）等多様に存在します。金融機関は、それらのリスクを管理しながら、自らの体力（自己資本）の範囲内で適正な収益を上げることが求められています。

当金庫では、統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程を制定するとともに、ALM委員会、市場リスク管理部会、信用リスク管理部会、オペレーションナル・リスク管理部会等を通じ、内部管理態勢を充実させ、適切なリスク管理態勢の整備に努めています。

●信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化により、資産（オフ・バランス資産を含む全資産）の価値が減少しないし消失し損失を被るリスク

●市場リスク

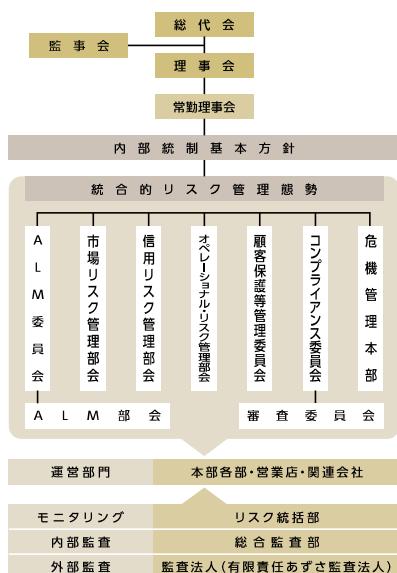
金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまなリスク要因の変動により、保有資産の価値が変動し損失を被るリスク

●流動性リスク

資金繰りが悪化したり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク

●オペレーションナル・リスク

業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、もしくは機能しないことまたは外生的な事象により損失を被るリスク



経営と取組み

コンプライアンス・お客さま保護・リスク管理

金融ADR制度への対応

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)を踏まえ、適切に相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という)に対処する体制を整備しています。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）は、営業店または営業統括部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

きのくに信用金庫 営業統括部 お客様相談課(きのくに相談所)	
住 所	〒640-8655 和歌山市本町2丁目38番地
電 話 番 号	073-432-7118
F A X	073-422-6193
メ リ ア ド レ ス	ksb@kinokuni-shinkin.jp
受 付 曜 日	月～金曜日(祝日、12月31日～1月3日を除く)
時 間	9:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、ファクシミリ、eメール、面談

* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記営業統括部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日 時	月～金曜日(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、営業系統括部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金曜日 (祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金曜日 (祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金曜日 (祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

6. 東京三分護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただけける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業統括部にお尋ねいただくな、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

(1)現地調停

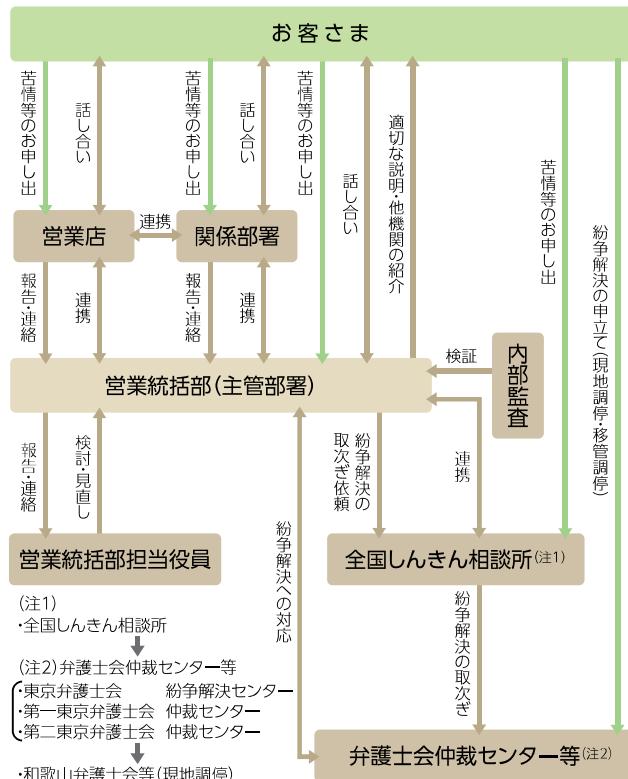
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、和歌山弁護士会等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

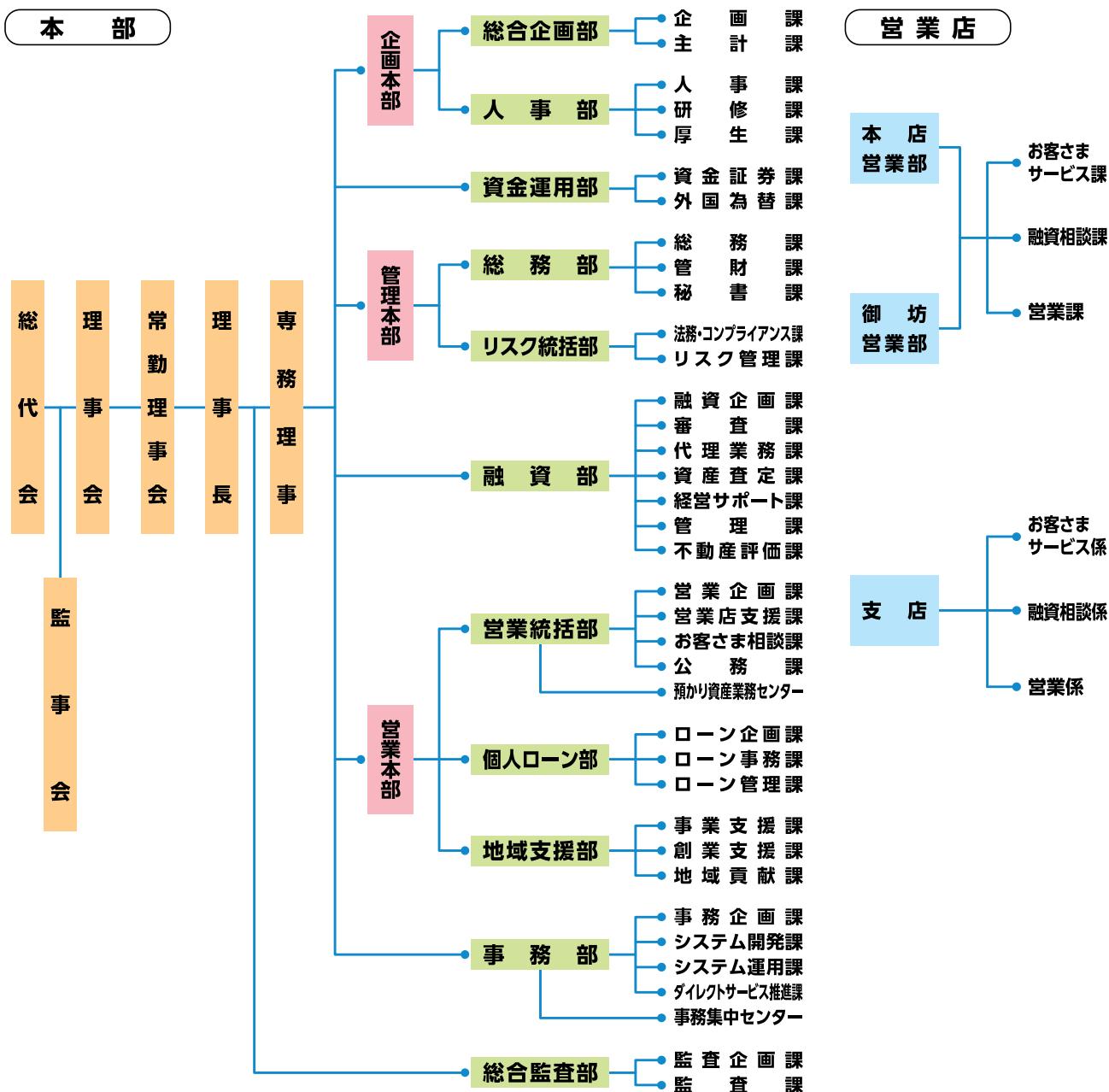
現地調停以外に、他の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）もあります。

苦情等への取組体制



組織図・役員一覧

組織図 (令和4年7月1日現在)



役員一覧 (令和4年7月1日現在)

(代表理事) 理 事 長	田谷 節郎	常務理事	田端 正巳	常勤理事	青山 栄三
(代表理事) 専務理事	岩橋 儀幸	常勤理事	橋本 和也	常勤監事	山口 直哉
(代表理事) 常務理事	行道 弘	常勤理事	富山 千座	非常勤監事	中原 洋二 ^(※2)
常務理事	緒方 公一 ^(※1)	常勤理事	木村 功	非常勤監事	楠山 勝弘 ^(※2)
常務理事	平川 和男	常勤理事	辻 浩一		

※ 1理事 緒方公一は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※ 2監事 中原洋二・楠山勝弘は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

業務運営

総代会制度について

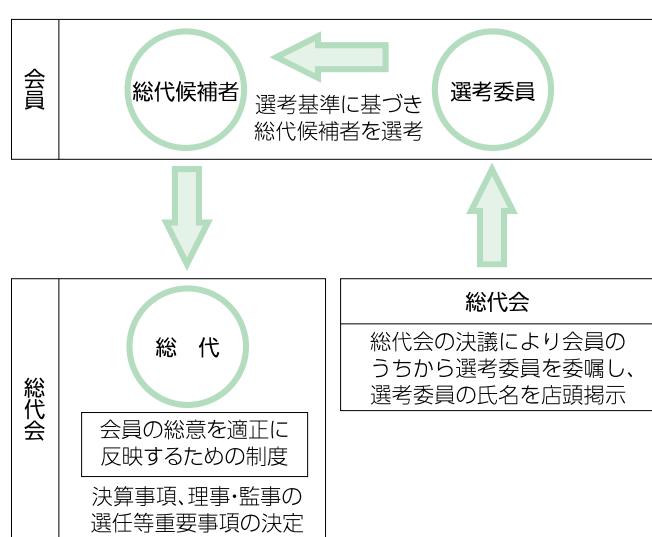
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算・取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では総代会のほかに総代懇談会など、さまざまな活動を通じて総代や会員さま等とのコミュニケーションを大切にし、金庫経営の改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法について

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は125人以上、175人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員*の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

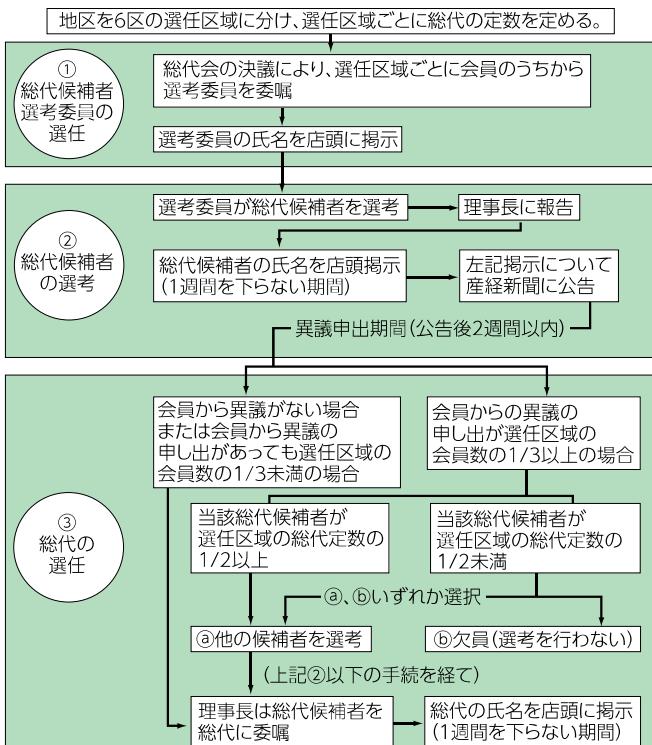
（注）総代候補者選考基準

- 当金庫の会員であること。
- 地域における信望が厚い人。
- 人格・性格が温厚誠実で、物事を平等に見る信頼のおける人。
- 金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力してくれる人。
- 将来、金庫に協力が期待できる人。

※I.当金庫の会員となることができない者

- 1.暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- 2.次の各号のいずれかに該当する者
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

〈総代が選任されるまでの手続について〉



II.総代会の決議により除名となることがある場合

- 1.自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 2.加入申込書でしていただく、上記Iの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第58期通常総代会の決議事項

令和4年6月28日和歌山城ホールにおいて第58期通常総代会を開催し下記議案が原案通り承認可決されました。

第1号議案 第58期剰余金処分案承認の件

第2号議案 長期間所在不明会員除名の件

第3号議案 理事11名選任の件

第4号議案 監事3名選任の件

第5号議案 退任理事・退任監事に対する退任慰労金贈呈の件

きのくに信用金庫 第58期通常総代会



総代の氏名（令和4年7月1日現在）

第1区（55人） 和歌山市、泉南市、阪南市、泉佐野市、貝塚市、大阪府泉南郡

赤井出瀬木小早川島高田中向山	土洋紀生下克暢幸一高橋村公林山下	洋一②生④也③也⑨也⑧邦夫之①也②精二⑤茂枝①	赤伊櫻木坂島竹辻松森山	間藤正直口三純敏哲勝	淳一尚人④人④	浅岩勝木酒重田的森山	井橋本村里土的森山	信一真晶豊秀徳祐	雄③博⑥人①彦昭①	東上山田本本口中島山井	行年崇晴昌靖章節元進	男⑤弘⑧司①幸司①大③壽⑧夫③吾③三⑦	澤田端保幸垣澤野澤井川	従③紀⑥隆⑥典③治①云②記③生⑥明④也①至②	亞晋信佳成幸敏純
----------------	------------------	-------------------------	-------------	------------	---------	------------	-----------	----------	-----------	-------------	------------	---------------------	-------------	------------------------	----------

第2区（15人） 海南市、海草郡

宇深	惠東海	久剛寬	視①一④昭⑤	上野山神森	桂勝史	司③治⑤成②	海野山	部田崎	雅晴浩	勝⑤久⑩①	角橋横	谷爪田	太健文	基①至⑩雄⑩	木畠吉	下山田	惠文昌	三②孝①弘⑦
----	-----	-----	--------	-------	-----	--------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	--------	-----	-----	-----	--------

第3区（16人） 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡

家壹寺森	田勝忠重	幸⑧	司⑨	石北	大田孝	司⑨	上小西	住道捷恒	宣④治⑩久②	大阪濱	東井田	敏哲義	晃⑧也⑦仁⑤	小下藤	川木本	量美秀	也⑧鈴⑥之⑥
------	------	----	----	----	-----	----	-----	------	--------	-----	-----	-----	--------	-----	-----	-----	--------

第4区（24人） 有田市、有田郡

赤加長尾	井直誠	人③	秋川前中三尾川	竹新良孝友	吾③弘③成①	岩橋端中登吉	克隆善時恭	治①隆⑤方③三⑤	上野山桑中烟若	喜高賢中松	之③德①次⑤伸⑤	江阪永	川本井岡	正享康太郎	文④司⑥
------	-----	----	---------	-------	--------	--------	-------	----------	---------	-------	----------	-----	------	-------	------

第5区（19人） 御坊市、日高郡

石倉多谷三	忠英邦弘	明④隆④剛③	岩中小田宮	中豊雲端本	泰①輔①平⑤	上西山村	一豊	永③宏③昭②仁④	狩谷田	典裕光	男⑧治⑤作③擴⑩	河高野	本垣村	武③太義夫	武③
-------	------	--------	-------	-------	--------	------	----	----------	-----	-----	----------	-----	-----	-------	----

第6区（20人） 田辺市（本宮町を除く）、西牟婁郡、東牟婁郡、串本町、古座川町

新谷橋野	井康清道	司②⑩	稻小畑	生正吉地	直樹⑦剛⑤昭①雄一郎①	江近中廣	川藤茂喜	信治⑩之⑦亮⑥	榎本峰口	本木峰口	長慎佳	治③次⑥嵩⑥代①	柏鈴野若	木木田藤	壽夫	壽夫①崇③史②幸②
------	------	-----	-----	------	-------------	------	------	---------	------	------	-----	----------	------	------	----	-----------

(敬称略50音順 合計149人)

※氏名の後の数字は総代への就任回数

総代の属性等別構成比

年代別	70代以上43%、60代35%、50代21%、40代1%
職業別	法人役員88%、個人事業主10%、個人2%
業種別	製造業32%、卸売・小売業23%、建設業15%、不動産業9%、その他サービス業7%、医療・福祉業4%、運輸業3%、その他7%

業務運営

店舗概況



店外ATMコーナー (令和4年7月1日現在)

● … 土曜日稼働 ▲ … 日曜日稼働 ■ … 祝日稼働

所在地	土日祝	所在地	土日祝	所在地	土日祝
和歌山市 和歌山市役所		和歌山市 イオンモール和歌山店	●▲■	広川町 広川町役場	●▲■
和歌山市駅	●▲■	マツゲン栄谷店	●▲■	御坊市 JR御坊駅前	●▲■
イズミヤ和歌山店(2ヵ所)	●▲■	メッサオーケガーデンパーク店	●▲■	オーワロマンシティ御坊店	●▲■
オークワパームシティ店	●▲■	マツゲン岩出店	●▲■	御坊中町出張所	●▲■
宮出張所	●▲■	マツゲン岩出中迫店	●▲■	みなべ町 みなべ町役場	●▲■
湊出張所	●▲■	イオンタウン貴志川店	●▲■	田辺市 片町通り出張所	●▲■
新町出張所	●▲■	高野口出張所		オークワピリオնシティ田辺店	●▲■
オークワ本社中島店	●▲■	産直市場よってって高野口店	●▲■	オークワ田辺東山店	●▲■
オークワセントラルシティ店	●▲■	JR海南駅	●▲■	グルメシティ万呂店	●▲■
和歌山ターミナルビル出張所	●▲■	スーパーセンターオークワ海南店	●▲■	スーパーEバグリーン上富田店	●▲■
オークワオーストリー和歌山北バイパス店	●▲■	オークワ海南幡川店	●▲■	オークワ串本店	●▲■
松江出張所	●▲■	スーパーセンターオークワ有田川店	●▲■	イオンモールりんくう泉南店	●▲■
イズミヤ紀伊川辺店	●▲■	オークワ湯浅店「ユピア」	●▲■		
エバグリーン宮前店	●▲■	済生会有田病院	●		

店舗所在一覧（令和4年7月1日現在）

店名	店番	郵便番号	所在地	電話番号	外貨両替	貸金庫	AED
本部		640-8655	和歌山市本町2-3-8	073-432-5000			

和歌山地区

本店 営業部	030	640-8655	和歌山市本町2-3-8	073-427-4300	\$	⌚	❤️
和歌山支店	013	640-8331	和歌山市美園町4-9-2	073-425-2211	\$	⌚	❤️
出水支店	041	640-8321	和歌山市出水73-4	073-471-9415		⌚	
中之島支店	037	640-8392	和歌山市中之島301-2	073-472-0011	\$	⌚	❤️
鳴神支店	008	640-8303	和歌山市鳴神125-1	073-473-1500		⌚	
宮前支店	060	641-0007	和歌山市小難賀3-5-31	073-426-3200			
堀止支店	014	641-0045	和歌山市堀止西1-1-8	073-436-5111	\$	⌚	❤️
砂山支店	062	640-8255	和歌山市舟津町3-31-3	073-425-0777			
秋葉山支店	015	641-0024	和歌山市和歌浦西1-4-2	073-445-0033		⌚	❤️
和歌浦支店	033	641-0025	和歌山市和歌浦中1-5-9	073-444-0195			
紀三井寺支店	050	641-0013	和歌山市内原887-1	073-445-3636			
野崎支店	053	640-8403	和歌山市北島426-7	073-455-2231			
紀の川支店	047	640-8432	和歌山市土入73-1	073-453-5500	\$	⌚	
河西支店	043	640-8435	和歌山市古屋86-4	073-453-1300	\$	⌚	❤️
楠見支店	051	640-8463	和歌山市楠見中20-1	073-454-0001			
六十谷支店	019	640-8482	和歌山市六十谷1032-1	073-461-1611	\$	⌚	

紀北地区

岩出支店	021	649-6234	岩出市高瀬82-1	0736-62-0111	\$	⌚	❤️
貴志川支店	063	640-0411	紀の川市貴志川町前田229-1	0736-64-8123	\$		
打田支店	068	649-6417	紀の川市西大井87-2	0736-77-1803		⌚	
橋本支店	039	648-0073	橋本市市脇5-5-18	0736-32-3801	\$	⌚	

海南地区

海南支店	054	642-0002	海南市日方210-1	073-482-5333	\$	⌚	❤️
内海支店	045	642-0032	海南市名高508-7	073-482-0820			
黒江駅前支店	020	642-0012	海南市岡田588-2	073-482-3741		⌚	
海南東支店	046	642-0024	海南市阪井1766-1	073-487-0777			
加茂郷支店	036	649-0122	海南市下津町黒田47-13	073-492-1415			

有田地区

箕島支店	059	649-0304	有田市箕島426-3	0737-82-2136	\$		❤️
箕島駅前支店	064	649-0304	有田市箕島62-1	0737-83-2188		⌚	
吉備支店	065	643-0021	有田郡有田川町下津野606-1	0737-52-8228	\$	⌚	
湯浅支店	017	643-0004	有田郡湯浅町湯浅1796-2	0737-63-1151	\$	⌚	❤️

御坊地区

由良支店	024	649-1112	日高郡由良町網代251-2	0738-65-0111	\$		
御坊営業部	001	644-0011	御坊市湯川町財部701	0738-22-5111	\$	⌚	❤️
道成寺支店	005	649-1341	御坊市藤田町藤井1879-1	0738-22-2103			
御坊南支店	009	644-0005	御坊市名屋町3-2-5	0738-22-0272			
印南支店	012	649-1534	日高郡印南町印南1806	0738-42-0016		⌚	

田辺地区

南部支店	004	645-0002	日高郡みなべ町芝409	0739-72-2001	\$	⌚	❤️
龍神支店	006	645-0415	田辺市龍神村西74-3	0739-78-0231		⌚	
田辺支店	002	646-0032	田辺市下屋敷町81-10	0739-22-6300	\$	⌚	❤️
江川支店	007	646-0032	田辺市下屋敷町81-10（田辺支店内）	0739-22-6300			
秋津支店	023	646-0005	田辺市秋津町210-5	0739-25-5700			
白浜支店	026	649-2211	西牟婁郡白浜町911-8	0739-42-4111		⌚	

串本地区

串本支店	003	649-3503	東牟婁郡串本町串本1735	0735-62-0067	\$	⌚	❤️
------	-----	----------	---------------	--------------	----	---	----

大阪泉南地区

尾崎支店	025	599-0202	大阪府阪南市下出530-3	072-471-7711			
熊取支店	066	590-0403	大阪府泉南郡熊取町大久保中1-15-10	072-453-3611	\$	⌚	

※外貨両替について \$ は両替店、\$ は両替取次店

業務のご案内

商品のご案内

多様なニーズにお応えする充実したラインアップで、お客さまの豊かな暮らしと事業の夢の実現をお手伝いいたします。

主な預金商品

商品名	特 色	期 間	お預入れ金額	
総合口座	普通預金に定期預金を担保とする当座貸越機能をセットした総合口座は、「貯める」「支払う」「借りる」の3つの機能をもった便利な一冊です。 ※貸越限度額は、定期預金合計額の90%です(最高200万円)。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	出し入れが自由にでき、給与、年金などの受取り、公共料金の自動支払いなど、家計簿がわりに便利に利用できます。	出し入れ自由	1円以上	
決済用普通預金	「無利息」・「要求払い」・「決済サービスを提供できること」の条件を満たし、預金保険制度により全額保護される預金です。 キャッシュカードもご利用できます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	普通預金よりも金利が有利な預金です。 自動受取、自動支払いはできません。(個人のお客さま専用) ※金利情勢等により適用利率が普通預金と同一になる場合があります。	出し入れ自由	1円以上 (最低維持残高10万円)	
当座預金	商取引のお支払いに便利な、小切手や手形をご利用頂ける口座です。 利息は付きません。	出し入れ自由	1円以上	
通知預金	一時的な資金運用に適しています。 お引き出しは2日前までに通知が必要です。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税に備えるための資金を計画的に準備いただけます。	引き出しは納税時	1円以上	
定期預金	ス 一 パ 一 定期預金	お預入れ金額1,000万円未満の定期預金です。 目的に合わせてお預入れ期間が選べます。	1カ月以上5年以内	100円以上
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金運用に適した定期預金です。 分散している資金をまとめればより有利に運用していただけます。	1カ月以上5年以内	1千万円以上
	期日指定定期預金	1年経過後は1カ月前の通知によりお引き出しができます。 1年複利の定期預金です。(個人のお客さま専用)	1年据置最長3年	100円以上 300万円以内
	変動金利定期預金	お預入れ期間中は半年毎にその時々の金利情勢に応じて適用金利の見直しがあります。	1年以上3年以内	100円以上
財形預金	財形預金	毎月のお給料・賞与から積立希望額を天引きしてお預かりします。 財形年金預金と財形住宅預金を合わせて550万円まで非課税です。		
	一般財形預金	貯蓄目的は自由で積立期間中でも必要に応じてお引き出しできます。	積立期間3年以上	1,000円以上
	財形年金預金	積立金は60歳以降に指定口座へ年金としてお振入いたします。	積立期間5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得資金を蓄えることを目的とした預金です。	積立期間5年以上	1,000円以上
定期積金	目的に合わせて毎月計画的に積み立てる預金です。 事業プラン、生活プランに合わせた資金づくりにお役立てください。	6カ月以上5年以内	3,000円以上 1,000円単位	
積立定期預金	ご契約期間内で分割のお預入れができます。 スーパー定期預金の金利を適用しています。	6カ月以上7年以内 (据置期間3カ月)	100円以上	
外貨定期預金	米ドル建てによる定期預金です。お預入れ時の金利が満期日まで変わりません。相場変動による為替リスクがあります。(預金保険の対象外)	3カ月・6カ月・1年	3,000米ドル以上	

主な資産運用商品

種類	特 色
国債	新規に発行される利付国債や個人向け国債(固定3年、固定5年、変動10年)のお取扱いをしています。
投資信託	投資目的に合わせた商品をご用意しております。 毎月1万円から自動的に購入いただける、定時定額購入もご利用いただけます。
生命保険	老後生活資金の準備、資産の運用、相続準備、死亡保障等お客さまのニーズに応じて、一時払終身保険(円建て、外貨建て)と一時払い個人年金保険(通貨指定型)をご用意しております。
確定拠出年金	確定拠出年金(iDeCo)のお取扱いをしています。

期間・お取扱い金額等は各商品により異なります。くわしくは、窓口でお尋ねください。

主な事業融資商品

種類	特徴・資金用途	ご融資限度額・返済期間
一般融資	商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越など用途に合わせてご利用いただけます。	詳しくは窓口でお尋ねください。
スーパーアシスト	地元事業者の皆様にスピード一かつタイムリーにお応えいたします。証書貸付タイプと、いつでもご利用が可能な当座貸越タイプがございます。	証書貸付タイプは4,000万円以内 5年以内 当座貸越タイプは2,000万円以内 3年以内(1年更新)
きのくに農業者支援ローン	農業従事者(兼業・法人を含む)の皆さまを応援いたします。毎月返済の他、年1回返済・年2回返済もご利用いただけます。	運転資金は700万円以内 5年以内 設備資金は1,000万円以内 10年以内
きのくにアグリビジネスローン	当金庫営業地区内で農業を営む個人、法人事業者の皆さまを支援します。運転資金・設備資金にスピード一に対応できる当座貸越です。	認定農業者の方 500万円以内 上記以外の方 300万円以内
きのくに創業・新事業支援ローン	創業・新事業に必要な運転資金・設備資金を応援いたします。	500万円以内 運転資金は5年以内 設備資金は7年以内
きのくに創業サポート融資	日本政策金融公庫との連携融資です。 和歌山県内にて創業予定もしくは創業後1年以内の事業者が対象です。	当金庫と日本政策金融公庫で合計1,000万円以内 (当金庫貸出分は原則200万円以内) 当金庫貸出分は原則3年以内 日本政策金融公庫貸出分は 運転資金最長 5年 設備資金最長 15年
パワースクラムⅡ	和歌山県信用保証協会保証付融資です。決算内容だけでなく、経営実態を目利き検証し、大口無担保での資金調達を応援いたします。	8,000万円以内 10年以内
スクラム・プラス	和歌山県信用保証協会保証付融資です。事業者さまが有する不動産担保を有効活用し、円滑な資金調達を応援いたします。	2億円以内 20年以内
SDGs保証	和歌山県信用保証協会保証付の融資です。SDGsに取り組む事業者の皆様を対象に、円滑な資金調達を応援いたします。	2,000万円以内 10年以内
サンサンプラン(動産・債権担保付)	10kw以上の発電能力を有する太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー固定買取制度を利用する事業所が対象です。	所要金額の範囲内 電力会社との固定買取契約期間内(最長20年)
きのくに事業者カードローン	事業資金が専用カードによりご利用いただける保証協会の保証扱い専用のカードローンです。	100万円以上 2,000万円以内
きのくに事業者カードローン「ジュニア」	和歌山県信用保証協会保証付融資です。小規模企業者(組合を除く)の事業振興を応援いたします。	50万円以上500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内)
パーフェクトフリーBiz	個人事業主向けフリーローンです。 スピード審査で担保・保証人不要です。	10万円以上500万円以内 10年以内

主な個人向け融資商品

種類	特徴・資金用途	ご融資限度額・返済期限
住宅ローン	住宅の新築・マンションの購入および増改築など快適なお住まいの実現に、また住宅ローンのお借換えにもご利用いただけます。	100万円～最高1億円まで・最長35年
リフォームローン	自宅のバリアフリー化、耐震化、キッチン・バス等の水まわり工事などに加え、空き家解体資金にもご利用いただけます。	10万円～最高1,000万円まで・最長20年
マイカーローン	自動車(新車・中古車)・自動二輪車の購入資金、車検費用をはじめマイカーローンのお借換えにもご利用いただけます。	10万円～最高1,000万円まで・最長10年
フリーローン	お使いみちは自由、おまとめにもご利用いただけます。 (ただし、事業性資金は除きます)	10万円～最高1,000万円まで・最長10年
カードローン	お使いみちは自由。(ただし、事業性資金は除きます) 急な出費にも安心便利です。当金庫の他、全国の提携ATMでご利用いただけます。	10万円～最高900万円まで・原則3年更新
教育ローン	入学金・授業料だけでなく、教材費や下宿費用など、さまざまな教育資金にご利用いただけます。	10万円～最高1,000万円まで・最長20年

上記の各商品の詳細はお近くの《きのくに信用金庫》へお問い合わせください。

業務のご案内

その他の業務・各種サービス・商品

種類	特徴
きのくにEバンキングサービス	モバイル&インターネットサービスで「携帯電話」や「スマートフォン」「パソコン」を利用して残高照会や入出金明細照会、振込、振替ができます。
しんきんバンキングアプリ	スマートフォンのアプリを利用して「残高照会」「入出金明細照会」「入出金等のプッシュ通知」「保有資産照会」の確認ができます。
貸金庫	預金証書、株券、権利証、貴金属などを金庫室で安全に保管し、盗難・災害などの不慮の事故からお守りします。
スポーツ振興くじ(toto)	Jリーグ主催の試合等を対象にしたスポーツ振興くじtoto(トト)の投票券の販売と当せん金の払戻業務を行っております。19歳未満の方の購入・払戻はできません。
がん保険	「がん」と診断されたときに診断給付金や入院給付金など手厚い保障を受けることができます。
医療保険	病気やけが・入院など万が一のことがあったときに幅広く保障してくれる保険です。被保険者が所定の手術を受けたり、所定の日数以上入院すると給付金を受けることができます。
しんきんグッドすまいる	住宅ローンをご利用されるお客さまに安心もいっしょにお届けする住宅火災保険です。住宅ローンの借り入れ時などにお申し込みください。
しんきんグッドサポート	住宅ローンをご利用されているお客さまに、安心をお届けする債務返済支援保険です。住宅ローンをお申し込みいただく際にご利用ください。
きのくにでんさいサービス	電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。
しんきん相続信託「こころのバトン」	ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族の未来のために、必要な資金をあらかじめ準備できる商品です。
しんきん暦年信託「こころのリボン」	お客さまが、贈与を希望する場合、その手続きをサポートする商品です。

上記の各商品の詳細はお近くの《きのくに信用金庫》へお問い合わせください。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

きのくに信用金庫は、「地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、人々の豊かな暮らしと事業の夢の実現に貢献します」という経営理念に基づき、資産形成・資産運用におけるお客さま本位の取組みを実践していくために、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定しております。

当金庫はこの取組方針に基づき行動し、お客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。また、本取組方針については、取組状況等を鑑み定期的に見直しを行ってまいります。

1. お客さまにとって最善の利益をご提供します。

- お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を追求します。
- お客さまの利益を不当に害することがないよう、利益相反の適切な管理を行います。

2. ご提供する情報の充実と分かりやすい説明に努めるとともに、お客さまにふさわしいサービスをご提供します。

- お客さまの金融知識・投資経験・財産の状況・お取引の目的等を踏まえ、お客さまのニーズやライフプランに応じた金融商品・サービスをご理解いただける形でご提案するよう努めます。
- 多様な金融商品・サービスのラインアップの整備を進めます。
- 取扱商品は、商品特性やリスク等を十分に把握して選定するように努めます。
- 取り扱う金融商品の特性、サービス内容等について、お客さまの金融知識等に配慮したうえで、分かりやすく丁寧な説明に努めます。

3. 手数料等を明確にし、分かりやすく丁寧な説明に努めます。

- お客さまにご負担いただく手数料等の内容を、分かりやすく丁寧にご説明します。

4. お客さま本位の業務運営を行うために態勢の整備と人材育成を図ります。

- 「お客さま本位」の考え方の徹底と研修体制の充実を通じて職員の金融商品知識の向上を図ります。
- お客さまの声を反映し、より良い販売体制を整備するよう努めます。
- お客さまの資産形成に資する観点から営業活動に於ける評価のあり方を定期的に見直します。

信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は「信用金庫の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資証券を東京証券取引所に上場しています。

地域経済のパートナー

信用金庫

信用金庫業界は、
全国に巨大なネットワークを
造りあげています。

Face to Face

信用金庫のセントラルバンク

信金中金

信金中金は、
すべての信用金庫と
堅い絆で結ばれています。

SCB

資料編 DATA

貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項	41

貸借対照表

科 目		(単位:百万円)	
(資産の部)		令和2年度	令和3年度
現 金	14,268	16,389	
預 け 金	410,684	399,120	
買 入 金 錢 債 権	35,415	55,335	
金 錢 の 信 託	0	0	
有 価 証 券	407,224	406,172	
国 債	81,912	72,862	
地 方 債	76,806	54,068	
社 債	131,814	134,859	
株 式	3,593	3,066	
そ の 他 の 証 券	113,097	141,316	
貸 出 金	419,093	415,967	
割 引 手 形	1,047	962	
手 形 貸 付	6,210	4,366	
証 書 貸 付	401,680	400,992	
当 座 貸 越	10,155	9,645	
外 国 為 替	236	174	
外 国 他 店 預 け	226	161	
取 立 外 国 為 替	10	13	
そ の 他 資 産	7,258	6,964	
未 決 済 為 替 貸	56	76	
信 金 中 金 出 資 金	4,758	4,758	
前 払 費 用	13	6	
未 収 収 益	1,155	1,025	
金 融 派 生 商 品	0	0	
そ の 他 の 資 産	1,274	1,097	
有 形 固 定 資 産	6,302	6,424	
建 物	1,688	1,628	
土 地	3,854	3,783	
リ 一 ス 資 産	24	105	
建 設 仮 勘 定	20	254	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	714	653	
無 形 固 定 資 産	157	118	
ソ フ ト ウ エ ア	136	98	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	20	20	
繰 延 税 金 資 産	1,315	2,573	
債 务 保 証 見 返	454	257	
貸 倒 引 当 金	△1,924	△2,532	
(うち個別貸倒引当金)	(△1,646)	(△2,231)	
資 产 の 部 合 计	1,300,489	1,306,966	
(負債の部)		(単位:百万円)	
預 金 積 金	1,166,724	1,175,730	
当 座 預 金	18,733	21,831	
普 通 預 金	420,306	451,066	
貯 蓄 預 金	658	648	
通 知 預 金	24	3,814	
定 期 預 金	687,004	664,032	
定 期 積 金	35,128	29,773	
そ の 他 の 預 金	4,868	4,563	
借 用 金	66,411	66,867	
借 入 金	66,411	66,867	
そ の 他 負 債	1,339	1,674	
未 決 済 為 替 借	117	156	
未 払 費 用	275	228	
給 付 補 填 備 金	19	5	
未 払 法 人 税 等	5	265	
前 受 収 益	80	76	
払 戻 未 濟 金	20	23	
職 員 預 里 金	564	584	
金 融 派 生 商 品	0	0	
リ 一 ス 債 務	24	113	
資 产 除 去 債 務	73	74	
そ の 他 の 負 債	159	146	
賞 与 引 当 金	321	299	
退 職 給 付 引 当 金	421	423	
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	90	87	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	0	
偶 発 損 失 引 当 金	40	28	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	147	139	
債 务 保 証	454	257	
負 債 の 部 合 計	1,235,952	1,245,508	
(純資産の部)			
出 資 金	2,557	2,550	
普 通 出 資 金	2,557	2,550	
利 益 剰 余 金	59,808	60,799	
利 益 準 備 金	2,541	2,557	
そ の 他 利 益 剰 余 金	57,266	58,242	
特 別 積 立 金	55,794	56,794	
圧 縮 積 立 金	48	48	
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,424	1,399	
処 分 未 濟 持 分	△1	△0	
会 員 勘 定 合 計	62,363	63,350	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,729	△476	
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,556	△1,415	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,172	△1,891	
純 資 産 の 部 合 計	64,536	61,458	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,300,489	1,306,966	

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	12,315,659	12,020,640
資 金 運 用 収 益	10,041,185	9,726,567
貸 出 金 利 息	5,417,655	5,351,433
預 け 金 利 息	635,515	661,445
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,765,384	3,386,791
そ の 他 の 受 入 利 息	222,630	326,897
役 務 取 引 等 収 益	1,298,030	1,417,513
受 入 為 替 手 数 料	406,710	342,793
そ の 他 の 役 務 収 益	891,319	1,074,719
そ の 他 業 務 収 益	194,060	247,942
外 国 為 替 売 買 益	8,694	8,769
国 債 等 債 券 売 却 益	92,190	162,563
そ の 他 の 業 務 収 益	93,175	76,608
そ の 他 経 常 収 益	782,382	628,617
償 却 債 権 取 立 益	184,416	200,567
株 式 等 売 却 益	572,133	414,328
金 銭 の 信 託 運 用 益	0	—
そ の 他 の 経 常 収 益	25,832	13,720
経 常 費 用	10,665,440	10,084,576
資 金 調 達 費 用	334,152	232,820
預 金 利 息	277,019	183,962
給 付 补 備 金 繰 入 額	7,836	4,871
借 用 金 利 息	46,476	41,016
そ の 他 の 支 払 利 息	2,820	2,969
役 務 取 引 等 費 用	1,149,746	1,126,873
支 払 為 替 手 数 料	101,387	79,451
そ の 他 の 役 務 費 用	1,048,359	1,047,422
そ の 他 業 務 費 用	690,387	364,381
国 債 等 債 券 売 却 損	15,712	134,391
国 債 等 債 券 償 返 損	674,324	227,246
そ の 他 の 業 務 費 用	350	2,743
経 常 費	7,931,908	7,610,573
人 件 費	5,274,155	5,142,832
物 件 費	2,522,911	2,258,267
税 金	134,841	209,473
そ の 他 経 常 費 用	559,245	749,926
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	272,448	645,932
貸 出 金 償 却	66,185	18,280
株 式 等 売 却 損	154,689	61,842
そ の 他 の 経 常 費 用	65,921	23,871
経 常 利 益	1,650,218	1,936,064
特 別 利 益	—	15,766
固 定 資 産 处 分 益	—	15,766
特 別 損 失	159,071	161,375
固 定 資 産 处 分 損	159,071	131,492
減 損 損 失	—	29,883
税 引 前 当 期 純 利 益	1,491,147	1,790,455
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	180,305	503,923
法 人 税 等 調 整 額	208,139	77,377
法 人 税 等 合 計	388,444	581,300
当 期 純 利 益	1,102,702	1,209,154
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	321,706	332,024
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	△141,335
当 期 未 处 分 剰 余 金	1,424,409	1,399,843

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剩余金処分計算書

科 目	令和2年度	令和3年度
当 期 未 处 分 剰 余 金	1,424,409,226	1,399,843,275
積 立 金 取 崩 額	—	6,592,850
利 益 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	—	6,592,850
剩 余 金 処 分 額	1,092,384,976	1,076,168,133
利 益 準 備 金	16,176,650	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	76,208,326	76,168,133
特 別 積 立 金	1,000,000,000	1,000,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	332,024,250	330,267,992

[謄本]

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月28日

きのくに信用金庫

理 事 長

田 谷 節 朗

印

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

■記載事項 貸借対照表関係（3年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物・建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～50年 その他 3年～5年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産：負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付してしております。
- 食費引当金は、予め定めている債務者に引当基準に則り、次のとおり計算しております。
破産・特別清算法等の経営破綻の事態が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権に於いては、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の歟分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の歟分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は2年間の償却実績又は倒産実績を基礎とした償却実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は6,931百万円であります。
10. 賃与引当金は、賃員への賃与の支払いに備えるため、賃員に対する賃与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させた方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異は費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定期額法により投分した額を、それをそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の構成状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛け出し割合（令和3年3月31日現在） 0.7140%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金136百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め算定された掛金率を掛金拠出額の標準割合の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合と一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 暫眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

14. 傷死損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士会議事種別委員会実務指針第2号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減らす目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合ったヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 徒役取引等収益化は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金・代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手手数料、国外為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務およびその他の役務取引等における履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。

17. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産による控除对象外消費税等は「その他の貯蔵」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

18. 無利子・無担保融資制度に係る利息（利子処理）については、貸出金利息に計上しております。

19. 投資信託の評価・償却益の差益（損益）については賃柄ごとに集計し、差益は有価証券利回り配当金として、解約損は国債等の債券償却損としてそれぞれ計上しております。

20. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,532百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の賃貸見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の賃貸見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が当初より変化した場合や、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 計2,573百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っておりまます。当該見積りは、将来の不確定な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

21. 子会社等の株式の総額 1百万円

22. 子会社等に対する金銭債権総額 1,160百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 9,430百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 258百万円

25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金・外国為替・「その他の資産」の中の未収利息及び返払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに記載されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸付又は賃貸契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,112百万円
危険債権額 9,305百万円

三ヶ月以上延滞債権額 32百万円

貸出条件緩和債権額 1,018百万円

合計額 12,468百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始・再生手続開始・再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債務の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権が該当しないものであります。

三ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定期支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権と同様に危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支緩を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、借権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸出金引当金控除の金額であります。

26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受け手形、商業手形、何れが為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自

由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は962百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	69,351百万円
預け金	4,000百万円
現金	1百万円
担保資産に応する債務	
預金	96百万円
借用金	66,867百万円
上記のほか、為替決済、手形交換代理委託等の取扱として、預け金60,010百万円、現金1百万円を差し入れております。	

また、その他の資産には、保証金309百万円が含まれております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行いつて、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価による繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月 日平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価による織延税金負債

29. 出資口1口当たりの純資産額 1,204円83銭

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融債券は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引はALMの一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引があります。

当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管轄諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金銭資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 为替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会等の監督の下、資金運用に関するリスク管理方針に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会等において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し専門牽制を確立するとともに、金利派生商品運用基準に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利定期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇した場合の時価は、10,899百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しております。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項
金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることがあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
--	--------------	---------	---------

(1) 預け金 (*1) 399,120 399,603 482

(2) 貸出金・金銭債権 55,335 55,478 142

(3) 有価証券 56,760 55,427 △1,333

(4) 預金積金 (*1) 349,037

(5) 借用金 (*1) 415,967

貸出金(当金庫) (*2) △2,491

413,475 419,564 6,089

金融資産計 1,273,730 1,279,112 5,381

(1) 預金積金 (*1) 1,175,730 1,175,854 124

(2) 借用金 (*1) 66,867 66,994 127

金融負債計 1,242,597 1,242,849 251

デリバティブ取引(*3) 0 0 -

ヘッジ会計が適用されていないものの
ヘッジ会計が適用されているものの

デリバティブ取引計 0 0 -

(*1) 預け金・貸出金・金銭債権・預金積金及び借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を括弧で表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は額表示しております。

アリバティア取引によって生じた正味の債権・債務は額表示しております。

(注1)金融商品の時価等の評価手法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された金額等によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32から33に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①取締役会先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。以下「貸出金上額」という。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた額

金融負債

(1)預金種類

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしておりまます。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2)借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表上額（百万円）
子会社・子法人等株式（＊1）	1
非上場株式（＊1）	52
組合出資金（＊2）	319
合 計	374

(＊1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定期額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金（＊1）	200,120	152,000	5,000	42,000
買入金銭債権	1,000	323	12	54,000
有価証券	35,976	86,163	74,058	148,663
満期保有目的の債券	7,457	1,800	—	47,500
その他有価証券のうち	28,519	84,363	74,058	101,163
満期があるもの				
貸出金（＊2）	54,401	150,406	116,980	82,444
合 計	291,498	368,893	196,051	327,107

(＊1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めています。

(＊2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期額が見込めないものの、期間の定めがないものの名前であります。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定期額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金（＊）	1,108,737	66,759	12	218
借用金	64,044	2,065	758	
合 計	1,172,781	68,824	770	218

(＊) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて示しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	5,358	5,394	36
	社債	3,602	3,612	9
	その他	13,300	13,934	634
	小計	22,260	22,941	680
時価が貸借対照表上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,000	985	△14
	その他	33,500	31,500	△1,999
	小計	34,500	32,486	△2,013
合 計		56,760	55,427	△1,333

その他の有価証券

	種類	貸借対照表上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表上額が取得原価を超えるもの	株式	2,105	1,412	693
	債券	134,925	132,981	1,943
	国債	25,617	24,597	1,019
	地方債	36,870	36,549	320
	社債	72,437	71,834	603
	その他	28,907	26,670	2,237
	小計	165,938	161,064	4,873
貸借対照表上額が取得原価を超えないもの	株式	906	993	△86
	債券	116,903	118,855	△1,952
	国債	47,245	48,525	△1,280
	地方債	11,839	11,968	△128
	社債	57,818	58,362	△543
	その他	65,288	68,599	△3,311
	小計	183,099	188,449	△5,350
合 計		349,037	349,513	△476

33. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,790	243	△56
債券	23,088	150	—
国債	23,088	150	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	7,541	183	△139
合 計	32,420	576	△196

34. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的）

	貸借対照表上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し込みを受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,648百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を要求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 総延税率及び総延税率の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

総延税率資産及び総延税率負債

	2,206百万円
貸倒引当金損算入限度超過額	117
減価償却超過額	260
その他	321
総延税率資産小計	2,905
評価面当額	△308
総延税率資産合計	2,596
総延税率負債	2,573百万円

37. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産

	一百万円
顧客との契約から生じた債権	50百万円
契約負債	一百万円

38. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経常的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しております。

39. 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第42項に定める経常的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

40. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■注記事項、損益計算書関係（3年度）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資口当たり当期純利益額 23,691百万円

3. 当事業年度に固定資産減損損失を認識したものについては次のとおりであります。

(1)減損損失を認識した資産又は資産グループ

地域 和歌山県内 主な用途 営業資産 1ヵ所、遊休資産 1ヵ所 種類 建物、その他の有形固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯 上記資産は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しています。

(3)減損損失の金額と種類毎の内訳

種類	金額
建物	4,464千円
その他の有形固定資産	25,416千円

計 29,883千円

(4)資産グループピーニングの方法

資産グループピーニングは、各営業店単位としてあります。ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位でグループピーニングを行っております。

遊休資産については、個別資産としてグループピーニングを行っています。

(5)回収可能価額の算定方法

営業資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値は、資産または資産グループの将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは、回収可能価額を零として評価しております。

遊休資産は路線価を基礎とした時価評価額等による正味売却価額を使用しております。

4. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,261,649千円であります。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

6. 使用人兼務員の使用者としての報酬等を含めてあります。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤職員、当金庫の職員、当金庫の主要な連絡子法人等の役員職員であって、対象職員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めてあります。

2. 「主要な連絡子法人等」とは、当金庫の連絡子法人等の役員職員であって、対象職員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度では、役員職員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財状況に重要な影響を与える者をいいます。

3. 「同等額」は、令和3年度に對象職員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和3年度において対象職員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務

預金科目別残高及び構成比

(単位：百万円・%)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	18,733	1.6	21,831	1.9
普 通 預 金	420,306	36.0	451,066	38.4
貯 蓄 預 金	658	0.1	648	0.1
通 知 預 金	24	0.0	3,814	0.3
定 期 預 金	687,004	58.9	664,032	56.5
定 期 積 金	35,128	3.0	29,773	2.5
そ の 他 の 預 金	4,868	0.4	4,563	0.4
合 計	1,166,724	100.0	1,175,730	100.0

流動性・定期性・譲渡性預金その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
流 動 性 預 金	425,721	475,923
うち有利息預金	358,299	403,337
定 期 性 預 金	711,368	701,346
うち固定金利定期預金	711,300	701,282
うち変動金利定期預金	68	64
そ の 他	2,424	2,562
計	1,139,514	1,179,832
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	1,139,514	1,179,832

(注) 1. 流動性預金＝当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金＝定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

会員、会員外預金状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
会 員	295,896	297,405
会 員 外	870,827	878,324
合 計	1,166,724	1,175,730

預金者別預金残高及び構成比

(単位：百万円・%)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	921,787	79.0	918,636	78.1
一 般 法 人	174,305	14.9	177,612	15.1
金 融 機 関	958	0.1	4,305	0.4
公 金	69,672	6.0	75,174	6.4
合 計	1,166,724	100.0	1,175,730	100.0

固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
定 期 預 金	687,004	664,032
固定金利定期預金	686,923	663,953
変動金利定期預金	64	63
そ の 他	15	15

職員1人当たり預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
預 金 残 高	1,604	1,660

1店舗当たり預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
預 金 残 高	27,133	27,342

貸出業務

手形貸付・証書貸付・当座貸越・割引手形の平均残高 (単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
手形貸付	6,177	4,603
証書貸付	379,175	397,453
当座貸越	10,379	8,908
割引手形	1,028	865
合計	396,761	411,831

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
固定金利	230,034	226,648
変動金利	189,059	189,319
合計	419,093	415,967

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位:先・百万円・%)

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	残高構成比	貸出先数	貸出金残高	残高構成比
製造業	985	23,740	5.7	959	22,256	5.4
農業、林業	187	835	0.2	156	742	0.2
漁業	31	218	0.1	24	191	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	159	0.0	2	149	0.0
建設業	2,409	40,020	9.5	2,407	37,739	9.1
電気・ガス・熱供給・水道業	52	1,008	0.2	52	892	0.2
情報通信業	41	480	0.1	39	473	0.1
運輸業、郵便業	256	9,566	2.3	253	9,277	2.2
卸売業、小売業	1,739	31,978	7.6	1,692	30,400	7.3
金融業、保険業	50	4,858	1.2	44	4,787	1.6
不動産業	461	17,754	4.2	452	16,518	4.0
物品販賣業	40	763	0.2	38	726	0.2
学術研究・専門・技術サービス業	243	2,004	0.5	238	2,083	0.5
宿泊業	56	1,613	0.4	50	1,676	0.4
飲食業	688	4,782	1.1	673	4,412	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	479	3,870	0.9	479	3,671	0.9
教育、学習支援業	54	1,115	0.3	54	963	0.2
医療・福祉	465	18,619	4.4	457	17,777	4.3
その他のサービス	714	9,784	2.3	703	9,118	2.2
小計	8,952	173,178	41.3	8,772	163,857	39.4
地方公共団体	29	91,488	21.8	31	94,867	22.8
個人	26,921	154,427	36.8	26,390	157,243	37.8
合計	35,902	419,093	100.0	35,193	415,967	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
信金中央金庫	153	37
(株)日本政策金融公庫	14	11
(独)住宅金融支援機構	3,743	3,604
(独)福祉医療機構	372	318
(独)労働者退職金共済機構	—	—
(独)中小企業基盤整備機構	39	31
合計	4,323	4,003

預貸率の期末値・期中平均値

(単位: %)

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	35.92	35.37
期中平均預貸率	34.81	34.90

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	貸出金残高		債務保証見返額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	3,179	3,269	145	89
有価証券	598	554	—	—
動産・不動産	19,414	17,841	—	—
信用保証協会・信用保険	108,362	102,459	—	—
保証	144,751	147,630	43	29
信用	142,788	144,211	264	138
その他	—	—	—	—
合計	419,093	415,967	454	257

使途別(設備資金・運転資金)の貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	180,666	43.1	182,513	43.9
運転資金	238,427	56.9	233,454	56.1
合計	419,093	100.0	415,967	100.0

消費者ローン残高・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
消費者ローン残高	21,279	21,960
住宅ローン残高	130,803	133,305
合計	152,083	155,266

職員1人当たり貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金残高	576	587

貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却の額	66,185	18,280

1店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金残高	9,746	9,673

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,994	2,112
危険債権	8,970	9,305
要管理債権	704	1,051
三月以上延滞債権	20	32
貸出条件緩和債権	684	1,018
小計(A)	11,669	12,468
保全額(B)	9,184	10,717
個別貸倒引当金(C)	1,618	2,196
一般貸倒引当金(D)	51	74
担保・保証等(E)	7,515	8,447
保全率(B)／(A)(%)	78.71%	85.96%
引当率((C)+(D))／((A)-(E))(%)	40.19%	56.46%
正常債権(F)	408,173	404,024
総与信残高(A)+(F)	419,843	416,493

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上的一般貸倒引当金のうち、要管理債権の債権額に対して引当計上した額の合計額です。
8. 「担保・保証等」(E)には、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券その他

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和2年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
国 債	10,247	11,920	3,489	573	5,939	49,741	—	81,912
地 方 債	24,999	26,411	17,080	847	1,569	5,898	—	76,806
社 債	10,680	34,313	18,711	13,130	28,923	18,848	7,206	131,814
株 式	—	—	—	—	—	—	3,593	3,593
外 国 証 券	—	1,602	2,225	1,402	3,712	46,877	17,263	73,084
その他の証券	851	2,136	5,539	7,645	9,344	1,111	13,384	40,013
合 計	46,778	76,385	47,047	23,598	49,489	122,476	41,448	407,224

令和3年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
国 債	603	4,775	—	5,079	3,573	58,829	—	72,862
地 方 債	17,981	20,550	5,100	837	1,848	7,750	—	54,068
社 債	15,382	33,341	9,729	17,864	28,030	23,224	7,286	134,859
株 式	—	—	—	—	—	—	3,066	3,066
外 国 証 券	300	1,300	2,409	791	2,967	57,958	29,096	94,824
その他の証券	1,821	1,546	8,164	4,719	9,067	808	20,363	46,492
合 計	36,089	61,515	25,403	29,292	45,487	148,570	59,812	406,172

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	81,912	67,823	72,862	70,102
地 方 債	76,806	87,128	54,068	66,687
社 債	131,814	137,227	134,859	131,078
株 式	3,593	3,642	3,066	2,934
外 国 証 券	73,084	60,874	94,824	82,318
その他の証券	40,013	35,219	46,492	42,581
合 計	407,224	391,915	406,172	395,703

預証率の期末値・期中平均値

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
期 末 預 証 率	34.90	34.54
期 中 平 均 預 証 率	34.39	33.53

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金 + 謙渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券の時価情報等

1. 売買目的有価証券

該当ありません

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	1,500	1,513	13	—	—	—
	地 方 債	15,485	15,611	126	5,358	5,394	36
	社 債	4,210	4,247	36	3,602	3,612	9
	そ の 他	13,300	13,975	674	13,300	13,934	634
	小 計	34,496	35,347	851	22,260	22,941	680
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,000	996	△ 3	1,000	985	△ 14
	そ の 他	22,500	21,817	△ 682	33,500	31,500	△ 1,999
	小 計	23,500	22,813	△ 686	34,500	32,486	△ 2,013
合 計		57,996	58,160	164	56,760	55,427	△ 1,333

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	3,294	2,784	509	2,105	1,412	693
	債券	203,841	200,515	3,325	134,925	132,981	1,943
	国債	45,303	43,747	1,556	25,617	24,597	1,019
	地方債	59,130	58,448	682	36,870	36,549	320
	社債	99,406	98,319	1,087	72,437	71,834	603
	その他	47,551	44,910	2,641	28,907	26,670	2,237
	小計	254,687	248,210	6,476	165,938	161,064	4,873
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	210	225	△ 14	906	993	△ 86
	債券	64,496	65,062	△ 566	116,903	118,855	△ 1,952
	国債	35,108	35,476	△ 368	47,245	48,525	△ 1,280
	地方債	2,190	2,200	△ 9	11,839	11,968	△ 128
	社債	27,197	27,385	△ 188	57,818	58,362	△ 543
	その他	29,505	30,328	△ 823	65,288	68,599	△ 3,311
	小計	94,212	95,616	△ 1,404	183,099	188,449	△ 5,350
合計		348,899	343,827	5,072	349,037	349,513	△ 476

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式		1		1	
非上場株式		87		52	
組合出資金		239		319	
合計		328		374	

金銭の信託の時価情報等

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位：百万円)

令和2年度					令和3年度				
貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
0	0	0	0	-	0	0	0	0	-

デリバティブ取引の時価情報等

●金利関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません

●通貨関連取引

(単位：百万円)

			令和2年度				令和3年度			
店頭	為替予約	売建	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
			13	-	0	0	3	-	0	0
		買建	29	-	0	0	13	-	0	0

(注)1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、上記記載から除いています。

2. 時価は割引/現在価値等により算出しています。

内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

	令和2年度				令和3年度			
	件数		金額		件数		金額	
送金・振込為替	仕向為替	1,182,592	744,713		1,155,982		809,767	
	被仕向為替	1,629,942	815,007		1,539,431		867,256	
代金取立	仕向為替	4,641	6,670		4,168		5,730	
	被仕向為替	5,400	5,974		5,078		5,527	

事業状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(千円)	12,431,946	12,130,359	12,320,434	12,315,659	12,020,640
経常利益(千円)	1,808,587	1,678,056	1,573,838	1,650,218	1,936,064
当期純利益(千円)	1,306,984	1,210,637	1,057,907	1,102,702	1,209,154
出資総額(百万円)	2,553	2,550	2,541	2,557	2,550
出資総口数(千口)	51,064	50,995	50,811	51,114	51,009
純資産額(百万円)	63,927	64,497	60,575	64,536	61,458
総資産額(百万円)	1,137,490	1,169,472	1,167,459	1,300,489	1,306,966
預金積金残高(百万円)	1,063,306	1,096,000	1,098,999	1,166,724	1,175,730
貸出金残高(百万円)	370,077	372,397	377,772	419,093	415,967
有価証券残高(百万円)	382,079	385,743	384,342	407,224	406,172
単体自己資本比率(%)	17.54	16.44	15.78	16.30	16.11
出資に対する配当金(円) (出資1口当たり)	2.0	2.0	1.5	1.5	1.5
役員数(人)	11	12	14	14	12
うち常勤役員数(人)	10	11	13	13	11
職員数(人)	759	746	731	727	708
会員数(人)	52,301	52,325	52,275	52,662	52,512

業務粗利益・業務粗利益率

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	9,707,033	9,493,747
資金運用収益	10,041,185	9,726,567
資金調達費用	334,152	232,820
業務取引等収支	148,283	290,639
業務取引等収益	1,298,030	1,417,513
業務取引等費用	1,149,746	1,126,873
その他業務収支	△ 496,326	△ 116,438
その他業務収益	194,060	247,942
その他業務費用	690,387	364,381
業務粗利益	9,358,990	9,667,947
業務粗利益率(%)	0.77	0.75

(注)1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度0千円、令和3年度0千円)を控除して表示しております。

2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	1,499,311	2,054,543
実質業務純益	1,448,751	2,077,036
コア業務純益	2,046,598	2,276,110
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,717,382	2,050,538

(注)1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券償却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	1,208,554	10,041,185	0.83	1,285,452	9,726,567	0.75
うち貸出金	396,761	5,417,655	1.36	411,831	5,351,433	1.29
うち預け金	391,359	635,515	0.16	428,012	661,445	0.15
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	391,915	3,765,384	0.96	395,703	3,386,791	0.85
資金調達勘定	1,173,210	334,152	0.02	1,247,908	232,820	0.01
うち預金積金	1,139,514	284,856	0.02	1,179,832	188,834	0.01
うち借用金	33,131	46,476	0.14	67,480	41,016	0.06

(注)1.資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和2年度743百万円、令和3年度766百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度0百万円、令和3年度0百万円)及び利息(令和2年度0百万円、令和3年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	558,713	△577,064	△18,351	615,175	△929,793	△314,618
うち貸出金	409,592	△488,339	△78,747	201,389	△267,611	△66,222
うち預け金	20,954	△1,707	19,247	57,627	△31,697	25,930
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	92,583	△105,061	△12,478	36,066	△414,659	△378,593
支払利息	25,898	△156,686	△130,788	20,141	△121,472	△101,331
うち預金積金	13,211	△138,492	△125,281	9,748	△105,770	△96,022
うち借用金	73,995	△79,819	△5,824	30,527	△35,986	△5,459

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

(単位：%)

	令和2年度		令和3年度	
資金運用利回		0.83		0.75
資金調達原価率		0.70		0.62
総資金利鞘		0.13		0.13

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	令和2年度		令和3年度	
総資産経常利益率		0.13		0.14
総資産当期純利益率		0.08		0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

役務取引の状況

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
役務取引等収益		1,298,030		1,417,513
うち受入為替手数料		406,710		342,793
役務取引等費用		1,149,746		1,126,873
うち支払為替手数料		101,387		79,451

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
その他業務収益		194,060		247,942
うち外国為替売買益		8,694		8,769
うち国債等債券売却益		92,190		162,563
うち国債等債券償還益		—		—
その他業務費用		690,387		364,381
うち国債等債券売却損		15,712		134,391
うち国債等債券償還損		674,324		227,246
その他業務利益		△496,326		△116,438

経費の内訳

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
人件費	5,274,155		5,142,832	
報酬給料手当	4,209,194		4,078,725	
その他	1,064,960		1,064,106	
物事費	2,522,911		2,258,267	
うち旅費・交通費	1,051,379		909,657	
うち通信費	4,149		2,566	
うち事務機械賃借料	102,688		85,240	
うち事務委託費	22,320		22,015	
固定資産	732,426		649,403	
うち土地建物賃借料	425,035		392,655	
うち保全管理費	158,424		147,529	
事業費	172,912		153,163	
うち広告宣伝費	168,249		151,744	
うち交際費・寄贈費・諸会費	118,494		99,603	
人事厚生費	43,124		46,022	
減価償却費	85,353		55,903	
その他(預金保険料)	443,123		408,803	
税金	349,770		339,503	
合計	134,841		209,473	
	7,931,908		7,610,573	

単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	62,287	63,274
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,557	2,550
うち、利益剰余金の額	59,808	60,799
うち、外部流出予定額(△)	76	76
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	278	300
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	278	300
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	62,565	63,574
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	157	118
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	157	118
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	157	118
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	62,408	63,456
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	364,237	375,185
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,727	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,727	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,470	18,538
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	382,707	393,723
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.30%	16.11%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	きのくに信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,550百万円
配当率	年 3.00%

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	364,237	14,569	375,185	15,007
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	341,924	13,676	344,895	13,795
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	120	4	119	4
我が国の政府関係機関向け	609	24	664	26
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,927	2,957	68,134	2,725
法人等向け	48,312	1,932	50,165	2,006
中小企業等向け及び個人向け	110,874	4,434	112,008	4,480
抵当権付住宅ローン	8,611	344	8,501	340
不動産取得等事業向け	13,284	531	11,876	475
3月以上延滞等	392	15	289	11
取立未済手形	11	0	15	0
信用保証協会等による保証付	2,661	106	2,526	101
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,110	124	2,471	98
出資等のエクスポージャー	3,110	124	2,471	98
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	80,009	3,200	88,122	3,524
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,832	2,273	65,140	2,605
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,024	200	5,024	200
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,647	265	6,434	257
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	208	8
上記以外のエクspoージャー	11,505	460	11,313	452
②証券化エクspoージャー	603	24	580	23
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	603	24	580
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	22,849	913	30,389	1,215
ルック・スルー方式	22,849	913	30,389	1,215
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,727	△69	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	540	21	659	26
⑦中央清算機関連エクspoージャー	46	1	85	3
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,470	738	18,538	741
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	382,707	15,308	393,723	15,748

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」（国際決済銀行等向けを除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しています。

〔オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〕
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクspoージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、金庫の状況を充分に考慮した上で策定された極めて実現性の高いものであります。

オペレーショナル・リスクに関する項目

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理部会、コンプライアンス委員会等におきまして、検討・協議するとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫は基礎的手法を採用しております。

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクspoージャー	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	内	1,188,646	1,169,720	418,371	415,082	288,135	262,087	2,399	3,179	557	463
国 外	外	56,106	66,671	—	—	56,106	66,619	—	52	—	—
地 域 別 合 計		1,244,753	1,236,391	418,371	415,082	344,242	328,707	2,399	3,232	557	463
製 造 業		49,459	49,694	25,084	23,494	23,234	25,533	—	—	34	16
農 業 、 林 業		1,628	1,501	1,628	1,501	—	—	—	—	0	—
漁 業		416	373	416	373	—	—	—	—	7	—
鉱業、採石業、砂利採取業		160	149	160	149	—	—	—	—	—	—
建 設 業		51,049	48,817	48,280	46,145	2,601	2,601	—	—	30	82
電気・ガス・熱供給・水道業		8,913	11,868	1,188	1,048	7,505	10,608	—	—	—	—
情 報 通 信 業		4,676	5,029	546	539	3,103	3,404	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		59,049	51,431	9,903	9,614	48,851	41,554	—	—	0	—
卸 売 業 、 小 売 業		38,807	38,754	34,540	33,002	4,045	5,543	0	0	222	128
金 融 業 、 保 険 業		520,727	531,964	3,708	3,644	66,318	69,300	0	0	—	—
不 動 产 業		21,154	20,430	18,949	17,729	2,203	2,700	—	—	115	109
物 品 賃 貸 業		779	738	779	738	—	—	—	—	—	10
学術研究、専門・技術サービス業		2,920	3,030	2,920	3,030	—	—	—	—	—	13
宿 泊 業		1,689	1,746	1,689	1,746	—	—	—	—	2	0
飲 食 業		6,774	6,249	6,774	6,249	—	—	—	—	39	21
生活関連サービス業、娯楽業		6,014	5,940	6,014	5,940	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業		1,377	1,242	1,377	1,242	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		20,650	19,611	20,650	19,611	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		11,867	11,136	11,802	11,136	—	—	—	—	2	0
国・地方公共団体等		277,893	262,350	91,514	94,889	186,378	167,461	—	—	—	—
個 人		130,441	133,254	130,441	133,254	—	—	0	—	102	77
そ の 他		28,301	31,076	—	—	—	—	2,398	3,232	—	—
業 種 別 合 計		1,244,753	1,236,391	418,371	415,082	344,242	328,707	2,399	3,232	557	463

<残存期間別>

(単位：百万円)

期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1年以下		193,782	123,066	24,973	21,894	46,228	34,557	0	0	—	—
1年超3年以下		243,235	245,368	33,784	33,888	73,297	59,342	—	—	—	—
3年超5年以下		82,173	57,368	41,232	40,103	40,823	17,157	—	—	—	—
5年超7年以下		51,397	66,196	35,413	41,832	15,918	24,351	—	—	—	—
7年超10年以下		154,710	147,495	113,938	105,804	39,771	36,690	—	—	—	—
10年超		372,511	416,377	168,416	170,975	121,094	149,401	—	—	—	—
期間の定めのないもの		146,942	180,520	612	583	7,107	7,206	2,398	3,232	—	—
残存期間別合計		1,244,753	1,236,391	418,371	415,082	344,242	328,707	2,399	3,232	—	—

(注) 1.「3月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

2.上記の「業種別」の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には仕組債、現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

3.上記「地域別」のうち国外には、外国証券が分類されております。

4.CVAリスクおよび中央清算機関連携エクspoージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令 和 2 年 度	328	278	—	328	278
	令 和 3 年 度	278	300	—	278	300
個 别 貸 倒 引 当 金	令 和 2 年 度	1,353	1,646	30	1,323	1,646
	令 和 3 年 度	1,646	2,231	37	1,608	2,231
合 计	令 和 2 年 度	1,682	1,924	30	1,651	1,924
	令 和 3 年 度	1,924	2,532	37	1,886	2,532

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用	その他	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	74	172	172	300	0	5	73	167	172	300	11	3
農業、林業	32	31	31	8	—	—	32	31	31	8	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	25	14	14	149	4	—	20	14	14	149	7	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	22	—
卸売業、小売業	476	476	476	784	6	32	469	444	476	784	1	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	211	196	196	135	18	—	193	196	196	135	14	4
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	5	5	5	2	—	—	5	5	5	2	—	—
宿泊業	4	4	4	32	—	—	4	4	4	32	—	—
飲食業	14	11	11	7	—	—	14	11	11	7	4	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	8	8	13	—	—	5	8	8	13	—	—
教育、学習支援業	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—
医療、福祉	399	633	633	638	—	—	399	633	633	638	—	—
その他サービス業	1	0	0	7	—	—	1	0	0	7	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	71	61	61	113	—	0	71	61	61	113	4	10
その他の	28	27	27	35	—	—	28	27	27	35	0	—
合計	1,353	1,646	1,646	2,231	30	37	1,323	1,608	1,646	2,231	66	18

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。個別貸倒引当金、貸出金償却は、国内のエクスポージャーのみを有しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	521,537	—	530,937
10%	—	33,967	—	33,191
20%	13,327	371,252	16,325	343,027
35%	—	25,118	—	24,780
50%	39,772	1,784	47,246	2,486
75%	—	147,588	—	149,024
100%	2,911	63,112	1,707	59,874
150%	—	139	—	110
250%	—	24,240	—	27,680
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,244,753		1,236,391	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクspoージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I) ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク (Moody's) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	4,680	4,754	61,565	53,177	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によつては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じてあります。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金による保証や政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めています。なお、信用リスク削減手法の適用を伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスプローラーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	令和2年度		令和3年度	
	カレントエクスプローラー方式	カレントエクスプローラー方式	カレントエクスプローラー方式	カレントエクスプローラー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	0	0	0

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
① 派生商品取引合計	2,399	3,232	2,399	3,232
外国為替関連取引	1,575	1,852	1,575	1,852
金利関連取引	823	1,379	823	1,379
株式関連取引	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	2,399	3,232	2,399	3,232

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券関連取引として債券先物取引等があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、当金庫が定める「金融派生商品運用基準」の中の運用方針及び運用目的に則り、その範囲内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保等の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクについて適切なリスク管理に努めています。

(6) 証券化工エクスプローラーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工エクスプローラーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工エクスプローラーに関する事項)

① 保有する証券化工エクスプローラーの額

(単位：百万円)

証券化工エクスプローラーの額	令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工エクスプローラーの額	2,456	—	2,407	—

(注)再証券化工エクスプローラーは保有しておりません。

② 保有する証券化工エクスプローラーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスプローラー残高				所要自己資本の額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	2,456	—	2,407	—	24	—	23	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 所要自己資本の額＝エクスプローラー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスプローラー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 再証券化工エクスプローラーは保有しておりません。

証券化エクスポートによる事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポートによる階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポートとは証券化取引に係るエクスポートをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポートについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用・調達規程」等に基づき適正な運用・管理を行っております。

オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポートへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポート及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポートに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポートの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、必要に応じてALM委員会に諮り最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポートについては、資金運用部門において当該証券化エクスポート及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から毎月及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は外部格付準拠方式により証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しておりません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠しております。

(7) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、証券化エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(7) 出資等エクスポートに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,994	3,994	3,515	3,515
非上場株式等	4,847	4,847	4,813	4,813
合計	8,841	8,841	8,328	8,328

ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	233	243
売却損	154	56
償却	-	-

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	717	843

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	-	-

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポート又は

株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において、銀行勘定における出資等又は株式エクスポートにあたるものとして株式・優先出資証券等が該当いたします。当該証券取引については当金庫が定める運用枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のバランスを考慮した運用を心掛けております。また、当該取引にかかるリスクの認識については、時価評価・価格変動リスクの計測によって把握しており、定期的にALM委員会等に報告するとともに、運用状況による投資継続の是非についても、常勤理事会での付議・協議を行い適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当金庫が定めた「有価証券等の保有目的分類に関する規程」に従い、適切に処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	57,391	78,066
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ
	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	30,948	28,551	0	1
2 下方パラレルシフト	0	0	34	161
3 スティープ化	23,608	18,505		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	30,948	28,551	34	161
8 自己資本の額	ホ		ヘ	
	当期末		前期末	
	63,456		62,408	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益に与える影響を指しますが、当金庫においては、双方について定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債（預貸金、有価証券、預け金等）を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク△EVE（金利変動に伴う経済価値の変動）及び△NII（金利変動に伴う金利収益の変動額）、BPV法や金利更改による期間収益シミュレーション等について定期的に計測を行い、ALM委員会にて協議・検討を行なながら、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIについて

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和4年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.624年です。

- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。

- (c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間金庫に滞留する特性があること、また金利水準が低いことから、当金庫にとって有利な調達となっております（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます）。

当金庫では、コア預金部分の残高及び滞留期間の推計のために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てております。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預本金利の追随率を考慮しております。

- (d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出（住宅ローン）の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

- (f) スプレッドに関する前提

リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

- (g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVE及び△NIIについては算定方法に関する変更は行っておりません。

- ・その他の金利リスクの計測について

内部管理上、△EVE及び△NIIに加え、100BPVの金利リスクを計測しております。

100BPVの金利リスクは、金利が100BP（1%）変動した場合の現在価値の変動額を表しており、自己資本額の一定範囲内に収まるように管理しております。なお、コア預金については内部モデルを使用し、その他の行動オプションについては考慮しておりません。

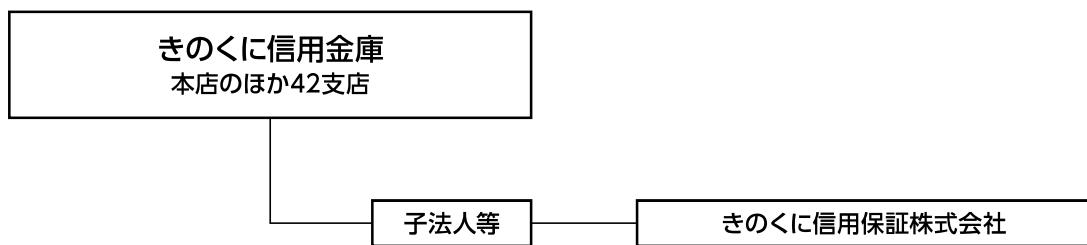
(単位：百万円)

当期末	前期末
19,098	18,842

連結情報

当金庫グループの主要な事業内容

きのくに信用金庫グループは、きのくに信用金庫およびその子法人等1社により構成され、信用金庫業務を中心に金融サービス等を提供しております。



子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当庫議決権比率	子会社等の 議決権比率
きのくに信用保証 株式会社	和歌山市本町二丁目38番地	信用保証業務	平成10年5月28日	15	10%	—

直近の事業年度における事業の概況

令和3年度の連結貸借対照表の総資産額は13,069億円、純資産額621億円となりました。収益面につきましては、経常利益は19億77百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12億11百万円となりました。

また、当金庫グループの健全性・安全性を示す連結自己資本比率は16.16%となりました。

連結による最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結 経常収益 (千円)	12,484,200	12,195,586	12,367,727	12,376,903	12,083,569
連結 経常利益 (千円)	1,846,719	1,741,885	1,609,813	1,678,197	1,977,099
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,309,625	1,215,010	1,060,399	1,104,676	1,211,976
連結 純資産額 (百万円)	64,549	65,162	61,265	65,246	62,196
連結総資産額 (百万円)	1,137,433	1,169,422	1,167,416	1,300,421	1,306,904
連結自己資本比率 (%)	17.65	16.54	15.86	16.37	16.16

連結貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
現金及び預け金	424,953	415,510
買入金銭債権	35,415	55,335
金銭の信託	0	0
有価証券	407,223	406,170
貸出金	419,093	415,967
外国為替	236	174
その他資産	7,273	6,988
有形固定資産	6,304	6,425
建物	1,688	1,628
土地	3,854	3,783
リース資産	24	105
建設仮勘定	20	254
その他の有形固定資産	716	654
無形固定資産	157	118
ソフトウェア	136	98
その他の無形固定資産	20	20
繰延税金資産	1,352	2,613
債務保証見返	454	257
貸倒引当金	△ 2,043	△ 2,659
資産の部合計	1,300,421	1,306,904

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
預金積金	1,165,561	1,174,569
借用金	66,411	66,867
その他負債	1,725	2,033
賞与引当金	321	299
退職給付に係る負債	421	423
役員退職慰労引当金	90	87
睡眠預金払戻損失引当金	2	0
偶発損失引当金	40	28
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	147	139
債務保証	454	257
負債の部合計	1,235,175	1,244,707
出資金	2,557	2,550
利益剰余金	59,877	60,872
処分未済持分	△ 1	△ 0
会員勘定合計	62,433	63,422
その他有価証券評価差額金	3,729	△ 476
土地再評価差額金	△ 1,556	△ 1,415
評価・換算差額等合計	2,172	△ 1,891
非支配株主持分	640	665
純資産の部合計	65,246	62,196
負債及び純資産の部合計	1,300,421	1,306,904

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	12,376,903	12,083,569
資 金 運 用 収 益	10,041,140	9,726,522
貸 出 金 利 息	5,417,655	5,351,433
預 け 金 利 息	635,515	661,445
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,765,339	3,386,746
そ の 他 の 受 入 利 息	222,630	326,897
役 务 取 引 等 収 益	1,358,792	1,480,168
そ の 他 業 務 収 益	194,060	247,942
そ の 他 経 常 収 益	782,909	628,935
償 却 債 権 取 立 益	184,416	200,567
そ の 他 の 経 常 収 益	598,493	428,367
経 常 費 用	10,698,706	10,106,470
資 金 調 達 費 用	334,040	232,793
預 金 利 息	276,908	183,935
給 付 補 備 金 繰 入 額	7,836	4,871
借 用 金 利 息	46,476	41,016
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	2,820	2,969
役 务 取 引 等 費 用	1,147,725	1,120,282
そ の 他 業 務 費 用	690,387	364,381
経 費	7,953,075	7,631,457
そ の 他 経 常 費 用	573,477	757,556
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	286,680	653,561
そ の 他 の 経 常 費 用	286,797	103,994
経 常 利 益	1,678,197	1,977,099
特 別 利 益	—	15,766
固 定 資 産 処 分 益	—	15,766
特 別 損 失	159,071	161,375
固 定 資 産 処 分 損	159,071	131,492
減 損 損 失	—	29,883
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,519,125	1,831,489
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	192,361	518,960
法 人 税 等 調 整 額	203,914	74,748
法 人 税 等 合 計	396,276	593,709
当 期 純 利 益	1,122,849	1,237,780
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	18,173	25,803
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,104,676	1,211,976

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利益剰余金の部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	58,848,940	59,877,728
利 益 剰 余 金 増 加 高	1,104,676	1,211,976
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,104,676	1,211,976
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	—
利 益 剰 余 金 減 少 高	75,888	217,543
配 当 金	75,888	76,208
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	141,335
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	59,877,728	60,872,161

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で信用保証等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ に 準 ず る 債 権	2,008	2,136
危 険 債 権	8,970	9,305
三 月 以 上 延 滞 債 権	20	32
貸 出 条 件 緩 和 債 権	684	1,018
小 計 (A)	11,683	12,492
正 常 債 権 (B)	408,173	404,024
総 与 信 残 高 (A) + (B)	419,857	416,517

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等
会社名
さきのくに信用保証株式会社

1社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

該当ありません

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

■注記事項・連結貸借対照表関係（3年度）

1. 記載金額は百円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 34年～50年 その他 3年～5年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
4. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下の如き記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の劣化可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の劣化可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 6,931 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については定期預金基準によってあります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への転出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円
- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛け出し割合（令和3年3月31日現在） 0.7140%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金136百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

6. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,659百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として4に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウィルスの感染拡大による経済への影響については、今後一定期間続くものと想定して、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。

なお、新型コロナウィルスの感染拡大の影響が当初の想定より変化した場合や、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によつて見積りしております。当該見積りは、将来の不確定な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に发生了課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 9,433百万円

8. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに記注されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸付又は貴賓契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,136百万円
危険債権額 9,305百万円
三月以上延滞債権額 32百万円
貸出条件緩和債権額 1,018百万円
合計額 12,492百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

9. 出資1口当たりの純資産額 1,206円25銭

10. 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価等の評価法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預け金（*1）	415,510	415,992	482
(2) 買入金銭債権	55,335	55,478	142
(3) 有価証券	56,760	55,427	△1,333
(4) 貸出金（*1）	349,037	349,037	—
貸倒引当金（*2）	415,967	△2,491	
	413,475	419,564	6,089
金融資産計	1,290,119	1,295,501	5,381
(1) 預金積金（*1）	1,174,569	1,174,693	124
(2) 借用金（*1）	66,867	66,994	127
金融負債計	1,241,436	1,241,688	251
デリバティブ取引（*3）	0	0	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（*1）現金及び預け金、貸出金、預金積金及び借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（2）買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

（4）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

（2）借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によってあります。

（注2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定期

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）	52
組合出資金（*2）	319
合計	372

（*1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定期

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金及び預け金（*1）	216,510	152,000	5,000	42,000
買入金銭債権	1,000	323	12	54,000
有価証券	35,976	86,163	74,058	148,663
満期保有目的の債券	7,457	1,800	—	47,500
その他有価証券のうち	28,519	84,363	74,058	101,163
満期があるもの				
貸出金（*2）	54,401	150,406	116,980	82,444
合計	307,887	368,893	196,051	327,107

（*1）現金及び預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定期

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
預金積金（*）	1,107,576	66,759	12	218
借用金	64,044	2,065	758	—
合計	1,171,621	68,824	770	218

（*）預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて開示しております。

11. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務 △3,664百万円

年金資産（時価） 3,502

未積立退職給付債務 △161

未認識数理計算上の差異 △261

連結貸借対照表計上額の純額 △423

退職給付に係る負債 △423

■注記事項・連結損益計算書関係（3年度）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 23円75銭

※その他注記項目で単体と同じ内容のものは記載を省略しております。

連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項

(1) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません

(2) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	62,357	63,346
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,557	2,550
うち、利益剰余金の額	59,877	60,872
うち、外部流出予定額(△)	76	76
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	287	313
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	287	313
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	191	133
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	62,836	63,792
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものをお除く。)の額の合計額	157	118
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	157	118
繰延税金資産(一時差異に係るものをお除く。)の額	—	—
適格引当金不定期	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	157	118
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)(ハ)	62,679	63,674
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	364,234	375,194
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,727	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△1,727	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,591	18,660
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	382,825	393,854
連結自己資本比率(ハ)/(ニ)	16.37%	16.16%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
きのくに信用金庫	普通出資	2,550百万円
きのくに信用保証株式会社	非支配株主持分	133百万円

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	364,234	14,569	375,194	15,007
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	341,921	13,676	344,904	13,796
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	120	4	119	4
我が国の政府関係機関向け	609	24	664	26
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,927	2,957	68,134	2,725
法人等向け	48,312	1,932	50,165	2,006
中小企業等向け及び個人向け	110,874	4,434	112,008	4,480
抵当権付住宅ローン	8,611	344	8,501	340
不動産取得等事業向け	13,284	531	11,876	475
3月以上延滞等	392	15	289	11
取立未済手形	11	0	15	0
信用保証協会等による保証付	2,661	106	2,526	101
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,108	124	2,470	98
出資等のエクスポージャー	3,108	124	2,470	98
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	80,008	3,200	88,132	3,525
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,832	2,273	65,140	2,605
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,024	200	5,024	200
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,740	269	6,533	261
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	208	8
上記以外のエクspoージャー	11,411	456	11,224	448
②証券化エクspoージャー	603	24	580	23
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	603	24	580
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	22,849	913	30,389	1,215
ルック・スルー方式	22,849	913	30,389	1,215
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,727	△69	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	540	21	659	26
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	46	1	85	3
ロ. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,591	743	18,660	746
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	382,825	15,313	393,854	15,754

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しています。
- 〔**<オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>**
- 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
- 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保ってあります。また、当金庫グループは、各エクspoージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、金庫の状況を充分に考慮した上で策定された極めて実現性の高いものであります。

オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫グループでは、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理部会、コンプライアンス委員会等におきまして、検討・協議するとともに、必要に応じて経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫グループは基礎的手法を採用しております。

(4) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

i. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクス ポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクspoージャー	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	内	1,188,698	1,169,783	418,371	415,082	288,135	262,087	2,399	3,179	557	463
国 外	外	56,106	66,671	—	—	56,106	66,619	—	52	—	—
地 域 別 合 計		1,244,804	1,236,455	418,371	415,082	344,242	328,707	2,399	3,232	557	463
製 造	業	49,459	49,694	25,084	23,494	23,234	25,533	—	—	34	16
農 業 、 林 業		1,628	1,501	1,628	1,501	—	—	—	—	0	—
漁 業		416	373	416	373	—	—	—	—	7	—
鉱業、採石業、砂利採取業		160	149	160	149	—	—	—	—	—	—
建 設 業		51,049	48,817	48,280	46,145	2,601	2,601	—	—	30	82
電気・ガス・熱供給・水道業		8,913	11,868	1,188	1,048	7,505	10,608	—	—	—	—
情 報 通 信 業		4,676	5,029	546	539	3,103	3,404	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		59,049	51,431	9,903	9,614	48,851	41,554	—	—	0	—
卸 売 業 、 小 売 業		38,807	38,754	34,540	33,002	4,045	5,543	0	0	222	128
金 融 業 、 保 険 業		520,727	531,964	3,708	3,644	66,318	69,300	0	0	—	—
不 動 产 業		21,154	20,430	18,949	17,729	2,203	2,700	—	—	115	109
物 品 賃 貸 業		779	738	779	738	—	—	—	—	—	10
学術研究、専門・技術サービス業		2,920	3,030	2,920	3,030	—	—	—	—	—	13
宿 泊 業		1,689	1,746	1,689	1,746	—	—	—	—	2	0
飲 食 業		6,774	6,249	6,774	6,249	—	—	—	—	39	21
生活関連サービス業、娯楽業		6,014	5,940	6,014	5,940	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業		1,377	1,242	1,377	1,242	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		20,650	19,611	20,650	19,611	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		11,867	11,136	11,802	11,136	—	—	—	—	2	0
国・地方公共団体等		277,893	262,350	91,514	94,889	186,378	167,461	—	—	—	—
個 人	人	130,441	133,254	130,441	133,254	—	—	0	—	102	77
そ の 他		28,352	31,139	—	—	—	—	2,398	3,232	—	—
業 种 别 合 計		1,244,804	1,236,455	418,371	415,082	344,242	328,707	2,399	3,232	557	463

<残存期間別>

(単位：百万円)

期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクス ポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1年以下		193,782	123,066	24,973	21,894	46,228	34,557	0	0	—	—
1年超3年以下		243,235	245,368	33,784	33,888	73,297	59,342	—	—	—	—
3年超5年以下		82,173	57,368	41,232	40,103	40,823	17,157	—	—	—	—
5年超7年以下		51,397	66,196	35,413	41,832	15,918	24,351	—	—	—	—
7年超10年以下		154,710	147,495	113,938	105,804	39,771	36,690	—	—	—	—
10年超		372,511	416,377	168,416	170,975	121,094	149,401	—	—	—	—
期間の定めのないもの		146,993	180,583	612	583	7,107	7,206	2,398	3,232	—	—
残存期間別合計		1,244,804	1,236,455	418,371	415,082	344,242	328,707	2,399	3,232	—	—

(注) 1. 「3月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

2. 上記の「業種別」の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には仕組債、現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

3. 上記「地域別」のうち国外には、外国証券が分類されております。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他の	
一 般 貸 倒 引 当 金	令 和 2 年 度	336	287	—	336	287
	令 和 3 年 度	287	313	—	287	313
個 別 貸 倒 引 当 金	令 和 2 年 度	1,451	1,755	30	1,420	1,755
	令 和 3 年 度	1,755	2,346	37	1,718	2,346
合 计	令 和 2 年 度	1,787	2,043	30	1,756	2,043
	令 和 3 年 度	2,043	2,659	37	2,005	2,659

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用	その他	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	74	172	172	300	0	5	73	167	172	300	11	3
農業、林業	32	31	31	8	—	—	32	31	31	8	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	25	14	14	149	4	—	20	14	14	149	7	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	22	—
卸売業、小売業	476	476	476	784	6	32	469	444	476	784	1	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	211	196	196	135	18	—	193	196	196	135	14	4
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	5	2	—	—	5	5	5	2	—	—
宿泊業	4	4	4	32	—	—	4	4	4	32	—	—
飲食業	14	11	11	7	—	—	14	11	11	7	4	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	8	8	13	—	—	5	8	8	13	—	—
教育、学習支援業	—	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—
医療、福祉	399	633	633	638	—	—	399	633	633	638	—	—
その他のサービス	1	0	0	7	—	—	1	0	0	7	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	169	171	171	228	—	0	169	171	171	228	4	10
その他の	28	27	27	35	—	—	28	27	27	35	0	—
合計	1,451	1,755	1,755	2,346	30	37	1,420	1,718	1,755	2,346	66	18

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。個別貸倒引当金、貸出金償却は、国内のエクスポージャーのみを有しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	521,537	—	530,937
10%	—	33,967	—	33,191
20%	13,327	371,252	16,325	343,027
35%	—	25,118	—	24,780
50%	39,772	1,784	47,246	2,486
75%	—	147,588	—	149,024
100%	2,911	63,126	1,707	59,899
150%	—	139	—	110
250%	—	24,277	—	27,719
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,244,804		1,236,455	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫グループが損失を受けるリスクをいいます。当金庫グループでは、信用リスクを当金庫グループが管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクspoージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	4,680	4,754	61,565	53,177	—	—	—	—

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループは、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金による保証や政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めています。なお、信用リスク削減手法の適用を伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (単位：百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	令和2年度		令和3年度	
	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
グロス再構築コストの額の合計額	0		0	
(単位：百万円)				
① 派生商品取引合計		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
外 国 為 替 関 連 取 引	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
823	1,575	1,852	823	1,379
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	2,399	3,232	2,399	3,232

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループでは、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫グループの市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券関連取引として債券先物取引等があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けれるリスクが相殺されるような形で管理しております。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一體的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、当金庫が定める「金融派生商品運用基準」の中の運用方針及び運用目的に則り、その範囲内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保等の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクについて適切なリスク管理に努めております。

(7) 証券化エクスポートに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

①保有する証券化エクスポートの額

(単位：百万円)

証券化エクスポートの額	令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
2,456	—	—	2,407	—

(注) 再証券化エクスポートは保有していません。

②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	2,456	—	2,407	—	24	—	23	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポート残高 × リスク・ウェイト × 4 %

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポート残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 再証券化エクスポートは保有していません。

証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポートとは証券化取引に係るエクスポートをいいます。当金庫グループが証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。当金庫グループが保有する証券化エクスポートについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用・調達規程」等に基づき適正な運用・管理を行っております。オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。再証券化取引は該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポートへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポート及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポートに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポートの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、必要に応じてALM委員会に諮り最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポートについては、資金運用部門において当該証券化エクスポート及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から毎月及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫グループは、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは外部格付準拠方式により証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しておりません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠しております。

(7) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、証券化エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

(8) 出資等エクスポートに関する事項

I. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,994	3,994	3,515	3,515
非上場株式等	4,845	4,845	4,811	4,811
合計	8,840	8,840	8,327	8,327

II. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	233	243
売却損	154	56
償却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

III. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	717	843

IV. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポート又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループにおいて、銀行勘定における出資等又は株式エクスポートにあたるものとして株式・優先出資証券等が該当いたします。当該証券取引については当金庫が定める運用枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のバランスを考慮した運用を心掛けております。また、当該取引にかかるリスクの認識については、時価評価・価格変動リスクの計測によって把握しており、定期的にALM委員会等に報告するとともに、運用状況による投資継続の是非についても、常勤理事会での付議・協議を行い適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当金庫が定めた「有価証券等の保有目的分類に関する規程」に従い、適切に処理を行っております。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	57,391	78,066
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク

項目番号	イ	ロ	ハ	ニ
	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	30,948	28,551	0	1
2 下方パラレルシフト	0	0	34	161
3 スティーブ化	23,608	18,505		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	30,948	28,551	34	161
8 自己資本の額	ホ		ヘ	
	当期末		前期末	
	63,674		62,679	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する定的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益に与える影響を指しますが、当金庫グループにおいては、双方について定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債（預貸金、有価証券、預け金等）を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク△EVE（金利変動に伴う経済価値の変動）及び△NII（金利変動に伴う金利収益の変動額）、BPV法や金利更改による期間収益シミュレーション等について定期的に計測を行い、ALM委員会にて協議・検討を行ながら、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIについて

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和4年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.624年です。

- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。

- (c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間金庫に滞留する特性があること、また金利水準が低いことから、当金庫グループにとって有利な調達となっております。（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます）。

当金庫グループでは、コア預金部分の残高及び滞留期間の推計のために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てております。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預資金利の追随率を考慮しております。

- (d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出（住宅ローン）の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

- (f) スプレッドに関する前提

リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

- (g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVE及び△NIIについては算定方法に関する変更は行っておりません。

- ・その他の金利リスクの計測について

内部管理上、△EVE及び△NIIに加え、100BPVの金利リスクを計測しております。

100BPVの金利リスクは、金利が100BP（1%）変動した場合の現在価値の変動額を表しており、自己資本額の一定範囲内に収まるように管理しております。なお、コア預金については内部モデルを使用し、その他の行動オプションについては考慮しておりません。

(単位：百万円)

当期末	前期末
19,098	18,842

手数料一覧 (令和4年7月1日現在)

※記載の金額には10%の消費税等が含まれています。

※最新の手数料については当金庫HPをご確認ください。

為替手数料

		3万円未満	3万円以上
窓口	電信扱い・文書扱い 注1)	他行宛 605円	770円
		当庫本支店宛 330円	550円
		当庫自店宛 330円	550円
ATM	カード振込 (キャッシュカードによる 振込)	他行宛 275円	440円
		当庫本支店宛 110円	330円
		当庫自店宛 110円	330円
現金振込	他行宛 385円	550円	
	当庫本支店宛 220円	440円	
	当庫自店宛 220円	440円	
ミニバン	IB(個人・法人) FB(一括データ伝送サービス) HB	他行宛 275円	440円
		当庫本支店宛 110円	110円
		当庫自店宛 無料	無料
為替自動振込	他行宛 385円	550円	
	当庫本支店宛 220円	440円	
	当庫自店宛 220円	330円	
送金	他行宛 880円		
	当庫本支店宛 440円		
FAX振込サービス 注2)	他行宛 495円	550円	
	当庫本支店宛 220円	440円	
	当庫自店宛 110円	330円	
テレホンバンキングサービス 注2)	他行宛 385円	550円	
	当庫本支店宛 220円	440円	
	当庫自店宛 110円	330円	

※1) 当庫自店宛は電信扱いのみのお取扱いとなります。

※2) FAX振込サービス、テレホンバンキングサービスの新規お申込は受け付けておりません。

※3) ATM振込の場合、お客様のご利用されるキャッシュカード、ご利用の時間帯により、別途ATM取り扱い手数料が必要となる場合がございます。

代金取立	同府県内宛(同一交換所内・集中取立)	220円
	同府県内宛(同一交換所外・集中取立)	440円
	同府県内宛(個別取立)	880円
	同府県外宛(集中取立)	660円
	同府県外宛(個別取立)	880円

その他の為替手数料

○振込・送金の組合せ手数料	1通につき 1,100円
○取扱手形の組合せ手数料	1通につき 1,100円
○取扱手形店頭表示手数料	1通につき 1,100円
ただし、1,100円を超える実費を要する場合は、その実費	
○不渡手形返却手数料	1通につき 1,100円

即入金処理の手形・小切手の手数料

○和歌山県内ならびに大阪手形交換所に加盟の店舗	1通につき 無料
○上記以外の店舗	1通につき 220円

為替関連手数料

アンサー サービス	照会サービス	無料
入出金明細通知サービス		月額1,650円
H B	資金移動サービス	月額1,650円
F B	タイムリーサービス(一括データ伝送サービス)	月額1,100円
VALUXサービス		月額3,300円
FAX振込サービス		月額1,650円
登録総合振込	紙ベース	月額1,650円
登録給与振込	紙ベース	月額1,650円
為替自動振込	データ登録料+変更手数料(振込先につき)	1件220円
きのくにインターネットバンキング(個人用)		月額 無料
きのくに インターネット バンキング (法人用)	オンラインサービス(照会、資金移動)のみ 一括データ伝送サービスのみ オンラインサービス+一括データ伝送サービス	月額2,200円 月額1,100円 月額3,300円

ATM・取り扱い手数料

○きのくに信用金庫のATMをご利用の場合

8:00 8:45 9:00 14:00 18:00 21:00

当庫	お引き出し	平日	無料	※1
カード	お預け入れ	土曜日	無料	
		日曜日・祝日	無料	
他信力一 力	お引き出し	平日	110円 無料	110円
	お預け入れ	土曜日	110円 無料	110円
		日曜日・祝日	110円	
銀行・信組・労金・農協 ゆうちょカード	お引き出し	平日	220円 無料	220円
	お預け入れ	土曜日	220円 無料	220円
		日曜日・祝日	220円	

ご注意

- ATMによってご利用日・ご利用時間・ご利用できるお取扱い内容が異なる場合がありますので、ご利用の際はご確認ください。
- 他金融機関のカードご利用日・ご利用時間・ご利用限度額はカード発行金融機関にてご確認ください。
- ※ 1 当座預金(カード・通帳)は、土曜日・日曜日・祝日のお預け入れはできません。
- ※ 2 当座預金のお預け入れは、平日8:00~15:00です。
- ※ 3 土曜日のご利用につきましては、信用金庫により無料時間内であっても手数料が必要となる場合があります。
- ※ 4 信用組合・労金・ゆうちょ、第2地銀の一部カードはお預け入れのお取扱いが可能です。
- ※ 5 一部の銀行カードは取扱いしておりません。

きのくに信用金庫のキャッシュカードは他金融機関でもご利用できますが、ご利用時間および利用手数料は各金融機関によって異なります。詳しくはご利用される金融機関にてお問い合わせください。

当座関連手数料

小切手帳	署名判無し	1冊(50枚)につき	1,100円
	署名判印刷	1冊(50枚)につき	1,100円
手形帳	署名判無し	1冊(25枚)につき	1,100円
	署名判印刷	1冊(25枚)につき	1,100円
署名判登録料	1口座につき	5,500円	
手形貸用手形用紙	1枚につき	22円	
当座預金開設手数料	1口座につき	11,000円	

融資関係手数料

住宅ローン実行手数料 (きのくに信用金庫の場合)	融資額 1,000万円未満	33,000円
	融資額 1,000万円以上	55,000円
住宅ローン実行手数料 (一社しんきん保証基金の場合)	融資額 1,000万円未満	55,000円
	融資額 1,000万円以上	110,000円
住宅ローン線上返済手数料等 (固定金利選択型以外)	一部 全部 締結上返済	5,500円
	その他 条件変更(金利変更等)	11,000円
中途より固定金利を選択の都度		11,000円
一部 变動金利選択中		5,500円
住宅ローン線上返済 固定金利特約中		22,000円
全 部 締結上返済 平成23年10月31日迄の実行分		33,000円
全 部 締結上返済 平成23年11月1日以後の実行分		5,500円
その他 条件変更		11,000円
不動産担保取扱手数料	抵当権・根抵当権設定額 (プロバ住宅ローンを含む)	1,000万円以下 1,000万円超3,000万円以下
		3,000万円超
動産担保取扱手数料	担保動産の調査・設定・管理事務手数料等	55,000円
融資金返済条件変更手数料	1件につき	11,000円
保証書等の発行手数料	1件につき	11,000円
(根)抵当権担保解除手数料	1件につき	11,000円
主債務の履行状況に関する情報提供書の発行手数料 (注)令和2年4月以降保証契約を締結した保証人の方からの請求を対象とします。	1件につき	1,100円

その他手数料

自己宛 小切手発行手数料	1通につき	550円
通帳・証書喪失再発行手数料	1通につき	1,100円
キャッシュカード・ローンカードの毀損・喪失再発行手数料	1枚につき	1,100円
残高・利息証明発行手数料	都度 定期発行 監査法人用 以外	550円 440円 3,300円 3,300円 2,200円
口座振替手数料 (契約書による振替)	紙媒体 FD・DVD 法人IB	月額 1,650円 110円以上 無料
しんきん自動集金サービス手数料	Eメール方式 その他	月額 1,100円 132円 143円以上
取引履歴照会表作成料 (1年以内あたり)	1口座につき	550円
未利用口座管理手数料(年間)	1口座につき	1,100円
個人情報開示請求手数料	当庫所定の手数料を申し受けます。	
手動	1種(小) 2種(中) 3種(大) 4種(特大)	10,560円 15,840円 21,120円 26,400円
半自動	1種(小) 2種(中) 3種(大) 4種(特大)	10,560円 15,840円 21,120円 26,400円
全自动	1種(小) 2種(中) 3種(大)	15,840円 31,680円 39,600円

※貸金庫については、店舗により、取扱種類・大きさが異なります。

夜間金庫使用料 (年間使用料)	基本料金	52,800円
	入金取扱帳1冊につき	11,000円
保護預り手数料(年間)	国債口座管理手数料を除く	1,320円
両替手数料(両替機設置店のみ)	取扱枚数(硬貨+紙幣)	手数料
A型機	1枚~10枚	無料
B型機	11枚~500枚	400円
	501枚~1,000枚	600円
1,001枚~1,500枚	800円	
両替手数料	取扱枚数	当金庫に口座をお持ちのお客さま
	1枚~10枚	お持ちでないお客さま
	11枚~500枚	550円
501枚以上500枚ごとに	550円加算	550円
硬貨精査手数料(硬貨の合計枚数)	1枚~50枚	無料
	51枚~500枚	550円
501枚以上500枚ごとに	550円加算	550円
金種指定期出し手数料	1枚~10枚	無料
	11枚~500枚	550円
501枚以上500枚ごとに	550円加算	550円
一週間の訪問回数	1回	2回
集金手数料(月額)	6,600円	13,200円
	19,800円	26,400円
※大量の現金のお取扱いにつきましては、上記手数料に別途加算させていただく場合がございます。	33,000円	

※くわしくは窓口へお問い合わせください。(令和4年7月1日現在)

法令による開示項目一覧

本冊子は信用金庫法第89条に基づき、ディスクロージャー誌として作成した資料です。

○単体における開示項目（信用金庫法施行規則第132条等における規定）

1.金庫の概況及び組織に関する事項	工. 資金運用勘定並びに資金調達勘定 の平均残高、利息、利回り及び資金 利潤 29・30	(4) 金融ADR制度への対応 10
(1)事業の組織 11	オ. 受取利息及び支払利息の増減 30	5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況
(2)理事及び監事の氏名及び役職名 11	カ. 総資産経常利益率 30	(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分 計算書又は損失金処理計算書 20～23
(3)会計監査人の氏名又は名称 21	キ. 総資産当期純利益率 30	(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額 及びその合計額 ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 26
(4)事務所の名称及び所在地 15	②危険債権 26	
2.金庫の主要な事業の内容 1	③三月以上延滞債権(貸出金のみ) 26	
3.金庫の主要な事業に関する事項	④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) 26	
(1)直近の事業年度における事業の概況…表紙裏面	⑤正常債権 26	
(2)直近の5事業年度における主要な事業の 状況を示す指標として次に掲げる事項	(3)自己資本の充実の状況等 31～37	
①経常収益 29	(4)次に掲げるものに関する取得価額 又は契約価額、時価及び評価損益	
②経常利益又は経常損失 29	①有価証券 27・28	
③当期純利益又は当期純損失 29	②金銭の信託 28	
④出資総額及び出資総口数 29	③第102条第1項第5号に掲げる取引 (デリバティブ取引) 28	
⑤純資産額 29	(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 33	
⑥総資産額 29	(6)貸出金償却の額 26	
⑦預金積金残高 29	(7)金庫が法第38条の2第3項の規定 に基づき貸借対照表、損益計算書 及び剰余金処分計算書又は損失金 処理計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨 21	
⑧貸出金残高 29		
⑨有価証券残高 29		
⑩単体自己資本比率 29		
⑪出資に対する配当金 29		
⑫職員数 29		
(3)直近の2事業年度における事業の 状況を示す指標	6.報酬等に関する事項であって、金庫の 業務の運営又は財産の状況に重要な影 響を与えるものとして金融庁長官が別 に定めるもの 23	
①主要な業務の状況を示す指標		
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 29		
イ. 資金運用収支、役務取引等収支 及びその他業務収支 29		
ウ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益 及びコア業務純益(投資信託解約損益を 除く。) 29		
4.金庫の事業の運営に関する事項	7.直近の事業年度における財務諸表の正確性及び財 務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認 21	
4.金庫の事業の運営に関する事項	(1)リスク管理の態勢 9	
(1)リスクリスク管理の態勢 9		
(2)法令遵守の態勢 8		
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化の ための取組みの状況 4～6		

○地域密着型金融への取組み 4～7・12・13

○金融再生法開示債権及び引当・保全状況の開示 26

○連結における開示項目（信用金庫法施行規則第133条等における規定）

1.金庫及びその子会社等の概況に関する事項	2.金庫及びその子会社等の主要な事業に 関する事項	3.金庫及びその子会社等の直近の2連結 会計年度における財産の状況に関する 事項
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の 内容及び組織の構成 38	(1)直近の事業年度における事業の概況 38	(1)連結貸借対照表、連結損益計算書 及び連結剰余金計算書 38～40
(2)金庫の子会社等に関する事項	(2)直近の5連結会計年度における主要な 事業の状況を示す指標として次に掲げ る事項	(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額 及びその合計額 ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 39
①名称 38	②経常収益 38	②危険債権 39
②主たる営業所又は事務所の所在地 38	③親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 38	③三月以上延滞債権(貸出金のみ) 39
③資本金又は出資金 38	④純資産額 38	④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) 39
④事業の内容 38	⑤総資産額 38	⑤正常債権 39
⑤設立年月日 38	⑥連結自己資本比率 38	(3)自己資本の充実の状況等 41～47
⑥金庫が保有する子会社等の議決権の 総株主又は総出資者の議決権に占め る割合 38		
⑦金庫の一の子会社等以外の子会社等 が保有する当該一の子会社等の議決 権の総株主又は総出資者の議決権に 占める割合 38		



発行:令和4年7月 きのくに信用金庫 総合企画部
〒640-8655 和歌山市本町二丁目38番地
TEL 073-432-5000 (代)
ホームページ <https://www.kinokuni-shinkin.jp/>